

平成8・9・10年度文部省科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書

現代青少年の人権意識の調査と人権学習を核とする 中学校社会科の総合単元の開発

（課題番号：08680269）

横浜国立大学附属図書館



11239863

1999年（平成11年）2月

研究代表者 影山清四郎

（横浜国立大学教育人間科学部 教授）

7/19. 3/13
KA

はじめに

本書は1996（平成8）年度から1998（平成10）年度の3カ年にわたり文部省科学研究費の交付を受けて行なった「現代青少年の人権意識の調査と人権学習を核とする中学校社会科の総合単元の開発（基盤研究C、課題番号08680269）」に関する研究成果報告書である。本書では、前半の「青少年の人権意識の調査」結果を中心に報告する。

昨年（1998）は国連で「人権に関する世界宣言」が採択されて50周年にあたる。今年（1999）は「児童の権利条約」が採択されて10周年になる。この間の人権にかかわる宣言・諸規定は人権問題の国際化と人権概念の普遍化・拡大であったといえよう。

しかしその反面、年間10万人を越す不登校児の存在、「いじめ」問題の多発は、青少年の学習権の侵害であると同時に、時には青少年自身が人権侵害の当事者となる事態を生みだしてきている。

その反映であろうか。次のような調査結果がある。

平成9年9月に総理府が全国20歳以上の者10,000人を対象として実施した社会意識についての調査（有効回収率71.1%）である。そこでは、「現在の日本はどのような国だと思うか」という質問項目において、「個人の自由や権利が保障されている」という問いに、「そう思う」「ある程度そう思う」を加えたYes回答者は、64.0%であった。この調査は平成3年から実施されており、同一質問に対して、平成3年のYes回答71.2%を最高にして、年々低下傾向にある。人権概念の普遍化・拡大にもかかわらず、「個人の自由と権利」が犯されていると回答する者が増加していることは見過ごすことができない事実である。

「青少年の間らしい生活を営もうとする気持を育ててやることは、基本的な人権の主張に目覚めさせることであると同時に、社会生活の基礎をなしている、他人への愛情を育てること」（1947年「学習指導要領、社会科編」）を目標にして発足した社会科は、こうした事態をどのようにとらえ、いかに応えるべきなのであろうか。それが、この研究を支える課題意識である。

先の調査は、人権意識そのものを対象として調査したものではない。広い意味での社会についての意識を明らかにしようとしたものである。上記の「個人の自由や権利が保障されている」という問いも、「現在の日本はどのような国だと思うか」についての8つの選択肢の一つである。したがって設問自体が示すように、個人から見れば「大きくて・遠い」日本についての意識・イメージを日常の社会生活で漠然とした感覚・意識に基づいて、選択していると思われる。こうした調査の目的と意義を否定するつもりはないが、その性格からして、回答者の自由と権利に関する知識やイメージは何等は不明である。そこを、もっと浮き彫りにする必要があると考える。

こうした問題意識から、青少年の人権意識について、調査を行なうことにしたのである。本報告書は、その概要を中心にまとめたものである。

横浜国立大学附属図書館



11239863

研究代表 影山 清四郎

（横浜国立大学教育人間科学部・教授）

目 次

はじめに	
I. 研究の概略—研究の課題と方法	1
II. 調査結果の概要	3
III. 問題場面における判断の分析—Q10に対する分析	14
IV. 地理学習と人権教育	25
V. 人権教育における「人権」	30
VI. 中間的まとめ	38
VII. 人権に関する意識調査の質問紙	41
VIII. 人権に関する意識調査集計表	49
おわりに	80

I. 研究の概略－研究の課題と方法

I－1 研究の課題と方法

この研究において私たちが重視したのは、第一に今日の「いじめ問題」や「ムカついたり」「キレ」やすい子どもたちの現状である。子どもたちはお互いに「いじめ」「いじめられる」関係や「ムカつき」「ムカつかれる」関係の中で暮らしている。そのとき、子どもたちは学校教育で学ぶ人権をどのように意識しているのだろうか。「いじめ」や「ムカつく」「キレる」という現象を人権という言葉で照射してたら何か見えてこないだろうか。そこを少しでも解明してみたいと考えたのである。

第二に人権についての知識・判断・関心・態度は、社会科の教科目標である公民的資質の中核を構成するものであるといっても過言ではない。「わたくし」がかけがえない存在としての「個人」となるためにも、「個人」が「市民」（「国民」）になるためにも、さらには「個人」と「個人」（「私人間」）の対立と調整においても、その根底に据えられるべきものは人権についての関心や態度、人権についての理解である。「おびえる自我」とも「負荷なき自我」ともいわれる今日の青少年は、人権をどのように意識しているのだろうか。

以上の問題意識から、この研究では「青少年の人権意識の調査」を中心として展開した。従来行われてきた人権に関する意識調査は、男女差別や在日外国人の権利などのように、個別的・具体的な人権問題について判断を問う調査であったり、日本国憲法や人権宣言において明文化された規定と現実との関係を問う調査であった。こうした従来の調査では、男女間や世代間の意識の差や判断結果を知ることができても、そうした判断を下すにあたったプロセスを分析する道が閉ざされてしまっている。その結果、明文化された人権規定についての「正しい」理解を促すことが、社会科に期待されるきらいがあった。人権についての青少年の意識は、知識理解のみにとどまらず、現在の人間関係と社会的風潮（文化）を土台としながら、人権問題を問題として意識したり、その解決の見通しの中で主体的な判断と関与を図ろうとしていると予想される。

社会科授業で学習したことが、彼（彼女）がいま・ここで直面している事態を解決するための直接的な道具になるわけではない。新たな時間と空間において、それまでの経験を動員し、新たな事態にふさわしい解決策を創りだそうとすると考えるべきであろう。したがって、青少年の意識をとらえようとするとき、(1) 時間（未来性）というパースペクティブと、(2) いま・ここにおいてという問題事態においてとらえる必要があると考えたのである。

つまり、人権問題について、判断の正否という意味での狭義の人権意識ではなく、人権についての全体的・総合的な意識－人権についての青少年のかまえ－を探ろうとしたのである。具体的には、以下の調査項目を設定した。

- ① 人権という言葉に関するイメージ
- ② 自由や平等についてのイメージ

- ③ 人権についての情報源
- ④ 人権問題を意識した場面
- ⑤ 自由と平等の理念と現実との乖離についての評価
- ⑥ 具体的問題場面における判断と解決策
- ⑦ 人権にかかわる教科と授業について
- ⑧ 自己意識（自己受容・自己実現）

③や⑦の情報を基にして、④の人権問題に遭遇し、①や②のイメージを形成し、⑤の評価や⑥の解決策が生じるのではないかと考えたのである。その根底には、⑧の自己意識があり、以上の結果から⑦の教科や授業の在り方が示されるという仮説を設定した。

I-2 調査の方法

上記の内容をもった質問紙を用いて、卒業生の勤務する中学校・高等学校や関係する大学（教育系）において実施した。高校については「進学校」「困難校」を意識したが、今回の人権問題についての質問項目では男女・地域・学校による落差は少ないという仮説に基づき、「統計学的常識」を踏み外して、高い回収を意図して上記の対象を選定した。

I-3 フェース・シート

学校段階	人数（回答率）	学年	所在地（合計校数）	実施時期
中学校	126（100%）	1・2年	神奈川・福岡（3）	1998・2～3
中学校	229（100%）	3年	神奈川・千葉・福岡（4）	・7
合計	355		（5校）	
高校	192（100%）	1・2年	神奈川（3）	1998・2～3
高校	321（100%）	1・2年	神奈川（4）	・7
合計	513		（4校）	
大学	277（100%）	1～3年	東京・神奈川・千葉（4）	・7

高校は、EXCEL97のサンプリング機能を用いて、無作為抽出による293名を分析対象とした。

分析対象者数	中学生：355名、	高校生：293名、	大学生：277名
--------	-----------	-----------	----------

Ⅱ．調査結果の概要

Ⅱ－1 人権についてのイメージ

Q1は「人権ということばを聞いたとき、どんなイメージを思いうかべるか」を「そう思う」から「そう思わない」まで5段階で回答してもらった。「そう思う」「少しは思う」と回答した者と「あまり思わない」「思わない」をYesとNoの2つに分け、中学・高校・大学別に特徴的な項目を紹介する。質問文は省略してある。以下、すべて単位は%

(表1)

	中 学		高 校		大 学	
	Y e s	N o	Y e s	N o	Y e s	N o
暗いというより明るい感じ	15.5	49.9	17.1	42.1	18.1	39.7
冷たいというより温かい	22.8	44.3	21.2	34.6	33.6	33.9
社会的弱者救済	53.6	16.9	54.5	19.6	63.9	18.4
個人の利益追求の保障	23.4	38.0	31.2	33.2	37.6	38.6
個人よりも多数の幸せ重視	51.8	15.8	47.3	17.8	53.8	23.1
行為の判断基準とすべき	38.9	16.9	34.3	21.2	41.2	28.5
自由を制限するもの	13.5	58.3	11.3	58.8	5.8	82.7
自由を保障するもの	44.2	17.8	51.0	15.1	76.2	9.8

この表中の質問項目以外に、人権は既に確立したものか、未完のものかとか、環境との関係、国際的に考えるべきか等を問うたものがあるがここでは省略する。

特徴的なことは、「社会的弱者救済」「多数の幸せを重視」と「自由を保障」するものという、基本的な人権の保障についてYesと回答するものが多いが、人権と聞いたときそれは、「暗い」「冷たい」と答えるものが、中・高では40%以上あり、大学生も30%以上いることである。必ずしも、明るいイメージでとらえられていない。学校教育においてとりあげる事例がそうしたイメージを形成させているのではないだろうか。この点については、後で他の項目との関連で分析することにする。

Ⅱ－2 人権に関する情報源

Q2は、「人権ということばや事柄」をどんなことから知ったのかを聞いたものである。上位4つをあげると、中学生は「学校の授業」(59.9)「テレビ・ラジオ等」(63.5)「学校の先生の話」(51.6)「新聞」(43.7)であり、高校生は「授業」(74.7)「テレビ・ラジオ」(63.0)「新聞」(48.6)「先生の話」(48.0)と続いている。大学生は、「授業」(89.2)「テレビ・ラジオ」(73.7)「新聞」(72.2)「先生の話」(58.5)である。(カッコ内の数字の単位は%、以下、単位は略す)

先生の話も学校に含めると、学校での学習が大きな情報源になっていることがわかる。それ以外は、新聞やテレビ・ラジオ等のマスメディアである。

Ⅱ－３ 人権について学んだ授業

Q 3は、Q 2で「学校の授業」と回答した者は、どの教科（科目）であったかを聞いたものである。上位7つだけあげてみよう。（括弧内は実数）

（表2）

	中 学	高 校	大 学
公 民	39.7 (141)	13.0 (38)	31.1 (86)
社 会	16.3 (58)	32.5 (95)	42.6 (118)
歴 史	16.3 (58)	1.7 (5)	12.6 (35)
道 徳	11.8 (42)	9.3 (27)	18.1 (50)
国 語	2.8 (10)	3.4 (10)	3.3 (9)
現代社会		14.7 (43)	5.8 (16)
倫 理		1.7 (7)	4.3 (12)

学校の授業のうち、社会科（公民・現代社会）が多いことは当然のこととして、高校生で「政経」をあげた者は一人もおらず、大学生でも4.3%（12人）にすぎない。地理は、中学生は4.2%（15人）、高校生0.7%（2人）、大学生は0.4%（1人）にでしかない。人権を核とした教科の統合という観点からみれば、かろうじて中学校において3分野の関連性が、生徒に意識されているといえよう。高校・大学生になると、人権教育はより限定されたそれを指すととらえるのか、人権に直接的にかかわる分野・科目をあげるものが多い。

もう一つ注目すべきことは、道徳をあげる者が多いことである。高校生・大学生では歴史や「政経」よりも、高いポイントを示している。このことは、この調査全体の分析の中で考察することにする。

Ⅱ－４ 自由に関するイメージ

人権を細分化して、「自由」に関するイメージを聞いたのがQ 4である。選択肢は以下のとおりである。

a 他人から何もいわれないこと、b ルールの中でふるまうこと、c 自分らしさを大切にすること、d 他人との関係よりも個人を中心に考えること、e 個人だけでなく他人のことも考えること、f 法律などによって国家が個人にできるだけ干渉しないほうがよい、g みんなの幸せのためには、制限されることもある 回答は2つまで選択。以下、2つの組み合わせの前に、どの項目を選択したのか単純に出してみる。

(表3)

① 単選択

	中 学	高 校	大 学
a (自己中心)	36.3	26.7	14.4
b (ルール)	18.9	24.3	30.3
c (自分らしさ)	54.7	62.3	59.9
d (個人中心)	8.2	8.9	9.7
e (他者志向)	18.6	16.8	21.3
f (国家不介入)	7.0	8.9	4.3
g (選択的制限)	32.4	29.5	41.2

② 2つの組み合わせ (上位5つのみ)

	中 学	高 校	大 学
c - g	14.1	13.0	18.1
a - c	11.6	11.3	6.1
c - e	8.7	9.9	7.6
b - c	6.2	8.4	8.3
b - g	5.1	7.2	10.5

以上の結果から、どの学校段階でもcの「自分らしさ」を選ぶ者が多く、だからといってdの「個人中心」でも、fの「国家の不干涉」でもない。gの「自由は制限されることもある」やbの「ルールの中でふるまう」ことを選択している者が多い。自分勝手という意味での自己中心ではなく、社会的制約を受容している姿がよみとれよう。しかし、②の組み合わせをみると、上記の姿を示すc-g型がトップであるが、中学生・高校生では自己本位のa-c型が二番目にきていることが注目されよう。しかも、上位4つが「自分らしさ」を組み込んだ選択をしたり、その裏返しとなるルール・制限ありのb-g型を選択(学校段階が上がるに従って増大)していることが気になるところである。「自分らしさ」の反対は、「ルール」となっているのである。

逆に、eの「他者志向」を含んだ選択は、その最たるe-g型は、中学3.9%、高校2.4%、大学6.9%、でしかない。大学生において社会的視野の拡大がみられるが、中・高校生は個人(私)をベースに自由を考えているといえよう。それは、自由を自然権的側面に裏付けられた自由権に力点をおいて教えられていることのあらわれであると思う。

II-5 平等についてのイメージ

Q5は、Q4と同じく平等についてのイメージを聞いたものである。選択肢は、以下のとおりであ

る。選択は2つまで。

- a みんなが同じであること、 b それぞれ個人の能力が発揮できること、
- c チャンスがみんなに同じように開かれていること、 d 社会的に弱い者を生み出さないこと、
- e 各人の平等は、法律などの国の働きによって確保されること、
- f 平等は、各人の自由な競争の中で確保される、 g みんなの幸せのためには、自分が不利になることもある

(表4)

① 単選択

	中 学	高 校	大 学
a (素朴形式的平等)	63.4	46.6	28.5
b (自己実現)	18.6	23.0	28.2
c (機会均等)	38.6	48.0	63.9
d (実質的平等)	40.6	37.7	29.6
e (社会権的)	3.7	3.1	9.8
f (功利主義的)	5.4	13.1	9.8
g (博愛的)	7.0	9.6	13.4

② 組み合わせ (上位4つ)

	中 学	高 校	大 学
a - d	21.1	13.4	6.1
a - c	18.9	15.4	11.6
b - c	6.8	8.7	15.9
c - d	6.5	12.0	13.4
(aのみ)	13.5	9.6	6.1

①の単選択で、回答の多かったのは、中学生で、a d c、高校生はc a d、大学生はc d a bの順に並ぶ。高校生のaとcはほとんど差がないといってもよい。大学生はcを選ぶ者が際立って多いが、機会均等も形式的平等ととらえれば、中・高校生のいう「みんなが同じ」という形式的平等観を具体的に言い換えたものといえよう。とすると、各々の学校段階で差異があるようであるが、イメージの枠組みは形式的平等と実質的平等をベースにして構成されているといえよう。その両者をいかなる手段で調整しようとしているかが今日問われているのであるが、青少年の選択はbの自己実現やgの博愛という個人に還元され、eの社会権的視野が著しく少ないことに特徴がある。

②の組み合わせも、中学生はa - d, a - c, b - cの順になり(つまり、形式的平等と実質的平等の理念型を語っている)、大学生はb - c, c - d, a - cの順に、形式的平等と実質的平等の落差を自己実現に求めている。形式と実質の両者を求める段階から、その両者を埋める過程への視野の拡

大をみることができる。なお付け加えれば、上記表中にあるように、平等のイメージとしてaのみをあげる者が、各々の学校段階で上位4つ以内に入っていることは、「健全」であるが「素朴」すぎるというのは言い過ぎだろうか。

Ⅱ－6 人権について考えさせられた場面・事柄

Q6は、今まで人権について考えさせられた場面は何かを3つ選んでもらった。

中学生の上位5つのみをあげると

- a 「身障者に配慮した施設や設備の有無」(60.6、以下「身障者」と略)
- f 「高齢者や社会的弱者に対する行政の対応」(49.2、以下「高齢者」)
- j 「日常生活の中で友達や大人からみんなと違う扱いを受けたとき」(42.2、以下「日常」)
- b 「在日外国人に対する扱い」(40.6、「在日外国人」)
- c 「雇用問題等における男女の差異」(36.9、「男女差」)

高校生

- a 「身障者」(62.7) c 「男女差」(45.6) f 「高齢者」(44.5) b 「在日外国人」(42.3)
- j 「日常」(29.8) である。

大学生

- c 「男女差」(55.6) a 「身障者」(55.2) f 「高齢者」(54.2) b 「在日外国人」(50.9)
- h 「先進国と途上国の経済格差」(19.9)

「日常」における差別的取り扱いを受けて、人権について考えさせられたという者は、中学生では第3位に入っているが、高校・大学になると6番目になり、30%以下になる。自らがかわる問題ともなる「内申書等の個人情報を知ることができない」も、もっと低くなり、10%余りでしかない。逆に、自らとのかかわりが「遠い」経済格差や「国政選挙における一票の格差問題」「身近な環境をまもる活動」「労働組合等による労働条件を守る活動」となると、大学生を除いて10%以下である。環境や労働組合は権利擁護・拡大という性格をもっているのだから、人権問題としてとらえ難いのであろうか。しかし、一票の格差問題は「法の下での平等」という観点に立てば、もう少しポイントがあがってもしかるべきだと考えるのであるが、中(4.5%)、高(5.8%)、大(4.3%)でしかなかった。

「身障者」「高齢者」「男女差別」は、現実の矛盾の焦点であり、自らのことよりもまた「遠い」問題よりも、解決すべき課題・解決可能な問題として積極的に立ち向かおうとしている姿勢を読み取ることが出来るが、反面、そうした差別を生み出す政治的・社会的な背景に関する構造的認識を欠いて、いわゆる「人権問題」として「正義」「規範」を担ってしまっていないかという危惧を覚えざるえない。

Ⅱ－7 人権についての知識

Q7は、人権についての知識を問うた質問である。自由権、社会権、参政権等の言葉の理解を「具

体例をあげられる」「ことばとして知っている」「よく知らない」「聞いたことがない」の4段階で選択してもらった。ここでは、その中で特徴的と思われる6つのことばについて、「具体例をあげられる」「ことばとして知っている」を加算して表してみよう。括弧内の数字は、反対の「聞いたことがない」を示す。

(表5)

	中 学	高 校	大 学
a 自由権	84.8 (2.5)	91.4 (1.7)	90.3 (0.4)
b 社会権	77.5 (4.2)	89.0 (1.0)	80.5 (0.7)
h 自己決定権	26.1 (22.5)	29.8 (25.7)	66.8 (4.0)
i 男女雇用均等法	43.5 (19.7)	76.9 (7.5)	91.0 (1.8)
k 汚染一揆	40.6 (31.3)	21.6 (51.4)	22.4 (58.1)
n 政府開発援助(O D A)	43.4 (27.6)	54.7 (17.8)	77.6 (4.3)

人権に関係することばの理解は、a・b・iに示されるように高い数値を示し、学校段階があがるにしたがって高くなっている。ここでは紹介しなかったが、「参政権」「環境権」「子どもの権利条約」等のことばについて「知っている」と回答する者がきわめて高い数値を示している。しかし、kの「汚染一揆」のように部落差別の事例として中学校教科書や授業でしばしばとりあげられることばは、「聞いたことがない」と回答する者が学校段階が進むにつれて増加している。中学生は最近学習した結果で、高校生・大学生にとっては記憶から遠ざかってしまった知識なのであろうか。あるいは、差別にかかわる知識が、個別・具体の域から脱却して一般的・普遍的なものになっていく様相を示しているのかもしれない。南北格差などの経済格差問題につながるnの「政府開発援助」の正答率をみると、後者と解釈すべきではないかと思われる。

bの自己決定権は教科書には用語として登場せず、「公共の福祉」との関連で内容的にふれられているだけである。それにもかかわらず、「聞いたことがない」と回答する者が中・高で20%台というのはむしろ注目すべきである。

以前、筆者も参加して実施した「日中の歴史に関する意識調査」(日教組「戦後50年と日本の教育」プロジェクト「日中教科書研究特別委員会」一編『日本の生徒・学生の15年戦争観と教科書』、1996年)における、日中関係についての知識と比較しても、人権についての知識の理解は高い数値を示している。たとえば、「広島・長崎への原爆投下」について、「くわしく知っている」「人に説明できる」を合わせた数値は高校・大学生でも50%弱でしかない。それに「少しは知っている」を加えて、初めて80%台になる。他の用語についても、上記の3つを合算しても90%台はほとんどない。中学生で70%を越えるものは、「第一次世界大戦」「第二次世界大戦」「太平洋戦争」ぐらいである。人権に関する知識が歴史的知識よりも高い正答率を示すことは興味深いことであるが、その考察は別な機会に譲りたい。

Ⅱ－８ 「法の下での平等」意識

質問は、次は『法の下での平等』に反していると思うかを「反している」～「反していない」の５段階で選択してもらった。Ｑ１と同じように、「反している」「どちらかといえば反している」をＹｅｓとし、「あまり反していない」「反していない」をＮｏグループに分け、特徴的なものをあげてみよう。

以下の質問項目に限定して分析してみる。

- ①「給料や昇格において男女に差があること」
- ②「学校によって、制服や髪形の規制が異なること」
- ③「選挙区の有権者数によって一票の価値に格差があること」
- ④「自分の住んでいる町に、他の町のごみを処理する焼却場が作られること」

この４項目を選んだ理由は、①は一般化された差別問題、②は自らにかかわる問題、③は「遠い」不平等、④は社会的利害対立問題と性格づけられるからである。

(表６)

	中 学		高 校		大 学	
	Y e s	N o	Y e s	N o	Y e s	N o
①	78.3	8.2	79.5	8.2	83.8	6.5
②	44.5	23.9	40.4	26.7	30.7	31.7
③	34.4	13.8	56.5	12.3	66.1	10.5
④	50.7	13.2	42.1	14.0	40.8	14.8

前に述べたＱ５の素朴平等観・形式的平等観からすれば、②や④の身近な相違（差別）にもう少しこだわってもよいとも考えられるが、学校段階があがるにしたがって、Ｙｅｓが少なくなっている。社会的な視野が拡大したことの結果であろうか。もしそうなら、③の一票の格差についてはどうだろうか。中学生は習っていないということも考えられるが、たしかに学校段階が上がるにしたがって増加している。しかし、高校生・大学生は①よりもはるかに低いポイントとなっている。そこに、一般化された人権問題に寄りかかりの姿勢がうかがうことができる。換言すれば、自ら足元から人権問題を考えようとする姿勢の弱さを見ることが出来る。

Ⅱ－９ 自由と権利の保障

Ｑ９は、個人の権利と自由が制限されたと思う時はどんなときか、Ｑ８と同じように４段階で選んでもらった。Ｑ８と同じ基準で、質問項目のうち５つを紹介することにする。５つの質問項目は以下の通りである。

- b 進学にあたっての内申書のように、自己に関する評価内容を知ることができない
- c 事実とことなる不利なうわさをたてられたとき
- f 政治家が靖国神社に参拝したり、地方公共団体が公共施設の建設にあたって、地震祭をおこなったとき

g 労働組合に加入に際して、上司から加入すると不利になると説得された
 k 自分の家の前が、ごみステーションになることに反対したら、まわりから非難された
 Q 8 の分類にしたがえば、b は②の自らにかかわる問題、c は①の一般化された差別問題、f は③の「遠い」差別問題、k は④の社会的利害対立、g は、①と③をあわせもつ問題である。

(表 7)

	中 学		高 校		大 学	
	Y e s	N o	Y e s	N o	Y e s	N o
b	58.9	11.0	60.6	14.0	67.2	15.2
c	69.3	9.9	67.8	11.0	63.2	17.7
f	18.9	18.3	16.8	20.2	29.6	35.0
g	40.3	9.9	50.3	15.1	71.5	7.9
k	67.9	11.8	70.9	9.9	74.7	6.1

Q 9 は個人の問題への関与度が高いので、Q 8 よりも複雑な選択をしている。

権利と自由への侵害ととらえる者が多いのは、大学生が g をあげているものを除いて、全体に高い数値を示しているのは c と k である。もっとも低いのは f で、中学生を除いて N o を選ぶ者の方が多く、高校生では 20%、大学生は 35% の者が N o と増加している。同時に、「どちらともいえない」がきわめて多いのが特徴的である。自由と権利に関しての根本的・構造的な問題ではあるが、個人の関与度が低いため、上記のような結果になったのであろう。g は①と③の性格——一般化された差別問題と「遠い」差別の両者——をもっていると考えたのであるが、中学・高校生には「遠い」問題になっていたのであろう。Y e s 選択が半数以下である。c は、一般に起こりうる権利侵害であり、b は自らに直結した権利侵害につながる問題である。中学生・高校生は c の方が b よりも高いポイントを示している。そこにも、Q 8 と同様に、一般的な権利侵害への高い反応を読み取ることができよう。しかし、社会的利害の対立をもっている k よりも低いポイントである。k は社会的な問題だが、個人の利害にも直結しているので、高校生・大学生では b・c よりも高い数値を示している。逆に b・c はすでに「くぐり抜けて」きた、または自分で「解決できる」問題だからであろうか。

中間総括

以上の結果から何が導きだせるであろうか。

第一に、人権について知ったのは学校教育や新聞・テレビを通してである。換言すれば、自然発生的に知り・考えるのではなく、個人の外から持ちこまれるのである。

第二に、人権に関する知識理解はきわめて高いことである。その点では社会科の果たしている役割がきわめて高いといえよう。

第三に、しかし、その受容の仕方はいわゆる人権問題という一般的・概念的な受容になっており、

かならずしも、具体的・主体的な把握ではないことである。

第四に、したがって青少年の人権意識が個人的・主観的・規範的な傾向性を示し、社会的・客観的・主体的なものになっていないことである。

こうした傾向性をもっている青少年は具体的な問題場面において、問題をいかにとらえ、どのような解決策を選択するのであろうか。それを聞いたのがQ10である。それらについては、稿を改めⅢで述べることにし、青少年はどんな授業を受けてきて、人権についてどんな教育を期待しているか述べることにする。

Ⅱ-10 人権学習の実態

Q10は、いままでの人権学習について聞いたものである。どんな授業を受けてきたのであろうか。

上記の中間総括で問題にした点との関係という立場から、下記の選択肢について分析してみることにする。数字は「はい」「いいえ」の順。

- e 人権に関する事例がよく用いられた、
- f 憲法の条文や政治の仕組みを理解するものであった、
- g 日常的な出来事を人権にむすびつけよく話し合いを行った
- h 公民関係ばかりか、地理・歴史等の授業でも人権について教えられた
- i 社会科だけでなく、国語や家庭科などでも学んだ
- k 高齢者や身障者など、社会的に弱い立場の人々との交流をしばしばおこなった

(表8)

	中 学		高 校		大 学	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
e	41.7	19.2	49.3	22.6	47.3	20.2
f	32.4	23.4	43.8	26.7	58.8	20.2
g	31.3	29.9	34.3	34.6	24.6	48.7
h	24.2	31.0	33.2	30.5	24.2	50.2
i	21.7	44.2	33.4	37.7	30.0	51.3
k	16.6	56.4	15.4	65.1	12.3	75.8

どの学校段階でも「はい」が「いいえ」を上回っているのは、eとfである。教科書と教師による講義が中心になっている現在の中学校以降の教室風景を思い浮かべると理解できる傾向である。教科書の人権に関する内容は、fが中心になっている。それを具体的事例に結びつけて教えている教師の努力の姿を垣間見ることができる。特に、中・高では、 $e > f$ となっている数値からも読み取れる。そうした傾向は、gについての回答にも読み取ることができる。大学生は、現在の大学教育を思い浮かべ選択したのか、あるいは、調査対象とした大学生の過去の教育（いわゆる受験教育）が総じてf

であったと判断したのか、 $e < f$ となり、 g も「いいえ」が「はい」の2倍近く多くなっている。

ところが、人権について地理・歴史も含めた社会科全体で教えられたり、他教科でも教えられたかという、つまり、狭い意味での人権学習ではなく、広い意味での人権学習であったかという、 $h \cdot i$ の回答に示すように「いいえ」多くなっている。高校生が他の科目でも学んだという回答が、他の学校段階と比べやや多くなっているのが目立つぐらいである。狭い意味での人権教育であったととらえているのである。 k の回答をみると、実際にもそうであったと想像できるのではないだろうか。

II-11 青少年の期待する人権教育

Q13は、人権について深く考えたり、人権を大切にできるようになるためにどんな教育が必要かを聞いたものである。上位6つを紹介してみよう。選択肢は簡潔にしてある。①②等は順位を示す。

(表9)

		中学生	高校生	大学生
c	具体的事例との結合	63.9	69.2 ①	89.9 ①
f	道徳学習	59.7	56.9 ③	49.8 ④
i	コミュニケーション能力	54.9	58.9 ②	70.0 ③
j	主体的姿勢	36.3	43.2 ④	70.8 ②
g	社会的弱者との交流	28.5	29.1 ⑥	42.2 ⑤
a	歴史学習	26.5	30.1 ⑤	33.2 ⑦
h	ゲーム・ロールプレイ	22.8	14.7 ⑧	35.0 ⑥

Q11のような人権教育を経験してきたのであるから、その経験の延長線上で望ましい人権教育を考察したのであろう。どの学校段階でも、 c の「具体的事例を通して、人権について学ぶ」ことが第一にあげられている。しかし、ここでは取り上げなかったが、「憲法の条文を理解する」ことは、きわめて低い数値であり、 a の「歴史学習を通して、人権が確立してくる過程を学ぶ」ことは、高校生で第五位にあげられているが、中学生・大学生では、6・7位である。人権の確立を支える構造的認識についての必要性が希薄であるといわざるえない。それに反して、 f の「道徳を通して、他人の権利について学ぶ」ことが、中・高校生では上位にきている。しかも、 i の「自分の意見を述べたり、他人の意見を聞く能力を育てる」ことや j の「自分自身が当事者であるという、主体的姿勢をもつ」ことが、高校・大学になるにしたがって高い数値になっている。自己の問題として考えようとしている姿勢として評価できるが、あまりにも問題を個人のレベルに還元してしまっているといわざるえない。そうしたことの問題点は、具体的問題状況に遭遇した場面でどのように現れるか、Q10の分析で述べることにする。

Ⅱ-12 セルフ・エスティーム (Self Esteem)

人権教育では自己受容・自己肯定感が基盤にないとその目標を達成できないといわれている。冒頭に記したように、社会科の出発点においてもそうした考え方はあった。現代の青少年は自己というものをどのようにとらえているのであろうか。それを聞いてみたのがQ14・15である。Q14では「あなたが努力すれば自分の希望を実現できる」と思うか、Q15では「自分の意見・考え方・感じ方を表現するほうかどうか」をYes、Noで聞いてみた。

(表10)

	中 学		高 校		大 学	
	Yes	No	Yes	No	Yes	No
Q14	62.3	11.8	68.8	34.3	75.1	10.5
Q15	28.2	28.5	34.3	31.9	75.5	10.5

Q14ではどの学校段階でも、自己受容・自己肯定感の高い数値を示している。しかし、Q15にみるように、それが他者との関係では、自分自身を表現できているかという点、Yesと回答する者が中学生・高校生ではきわめて低い数値である。人間関係に悩む中・高校生像を示している。

青少年の人権意識が主観的・個人的・規範的で社会的・客観的・行為的でないと前に述べたが、中学生・高校生のQ15への回答をみると、人間関係の中で規範や自らの考えを表現できない様子が想像できよう。

次に、Q10の分析を行うことにする。

Ⅲ. 問題場面における判断の分析 —Q10に対する分析—

1、本分析の目的

本分析の目的は、問題場面における判断について分析して、判断の内的構造を人権意識との関連で明らかにすることである。

2、判断に関する仮説 —選択肢の設定及びそのカテゴライズの方法を巡って—

選択肢は、A群とB群とに分けてそれぞれ1つ回答させた。A群では判断する立場を、B群では解決策を調査するためである。また選択肢の分析に際しては影山と重松が討議してカテゴライズを行った。カテゴリーはA群で、利己、利他、価値、功利、契約、B群で他者依存、過程（重視）、結果（重視）、主体性、自己合理とした。つまり、まず現実的にありうると予想される選択肢を設定した後にカテゴライズしたのである。この方法を採用したのは、判断に対するいくつかの仮説に基づいている。

判断に対する第一の仮説は、判断は問題場面状況の文脈に大きく規定されるであろうというものである。判断は諸個人の性格特性（例えば規範志向や功利的志向など）による規定性ととも、問題に対する認識のありようによる規定性が強く影響すると考えたのである。つまり判断は問題状況に対する認識及び認識の視点（立場）の不可分かつ密接な関連性を持っていると考えたのである。

だが、状況に対する認識が判断に強い影響を与えるからといって、判断は状況の文脈に収斂されると考えたわけではない。判断の際に、我々はさまざまな因子の矛盾対立の中にあり、状況の文脈に則してあえて特定の因子を選択しているといえよう。これが第二の仮説である。

ところが当然の事ながら、判断に対する分析は通常、判断が成された状態で行われる。そのため、選択された因子のみが特出し、そこに分析が加えられることとなる。従って分析は、選択された因子を特化させて規範志向型であるとか快楽型であるなどのカテゴライズを行わざるをえない傾向性を有しやすい。だが判断を矛盾対立する因子間での選択であるとする立場からすると、選択された回答の解析を通して因子の関連性をある程度抽出できると考えた。つまり何が選択されたかとともに、いかなる状況でその因子が選択されたが分析対象となる。加えて諸因子間の連関も分析対象となる。

これら2つの仮説と問題意識に基づき、判断に様々な因子を内包させるために、現実的だと思われる選択肢をまず設定したのである。

以下、分析にあたっては、問題場面での判断をカテゴライズして判断の傾向を抽出し、次に学年段階ごとに諸因子がいかなる密接性・疎遠性を持っているのかを明らかにしていく。

3、Q10（1）～（5）の調査結果及び分析

Q10は、問題場面における判断を質問したものである。Q10（1）は、一般的個人的な問題場面、

Q10（2）は自ら関わり合う問題場面、Q10（3）は一般的集団的な問題場面、Q10（4）は国家的な問題場面、Q10（5）は等身大の日常的個人的な問題場面を設定した。順に調査内容及び結果を述べていくことにしたい。以下の設問や選択肢は紙数の関係上、筆者が要約したものを記することにする。

Q10（1）の調査結果及び分析

一般的個人的な問題場面での判断を問うために、「計画道路建設のため自家が立ち退きを迫られる」という場面を設定した。次の表は調査結果である。

表：Q10（1）の調査結果一覧

A群の選択肢 及びカテゴリー	中 学		高 校		大 学		B群の選択肢 及びカテゴリー			
	A群	B群	A群	B群	A群	B群				
利 他 a	<29>	-	<32>	<8>	-	<16>	<3>	-	<11>	a 他者依存
	8.17%		9.01%	2.73%		5.46%	1.08%		3.97%	
利 己 b	<84>	-	<27>	<79>	-	<36>	<34>	-	<29>	b 過 程
	23.66%		7.61%	26.96%		12.29%	12.27%		10.47%	
功 利 c	<115>	-	<112>	<96>	-	<115>	<139>	-	<86>	c 主 体 性
	32.39%		31.55%	32.76%		39.25%	50.18%		31.05%	
価 値 d	<122>	-	<101>	<102>	-	<101>	<101>	-	<105>	d 結 果
	34.37%		28.45%	34.81%		34.47%	36.46%		37.91%	
		-	<71>		-	<21>		-	<39>	e 過 程
			20.00%			7.17%			14.08%	
計	<350>	-	<343>	<285>	-	<289>	<277>	-	<270>	計
	98.59%		96.62%	97.27%		98.63%	100.00%		97.47%	

A群で回答が多かった3つを順に並べると、中学生、高校生はいずれも同様に、選択肢d「本当に多数者の利益になるかを考えて判断する」（価値）、c「移転に当たっての保障の交渉をする」（功利）、b「長く住んでいた家なので、できるだけ反対する」（利己）である。大学生での上位3つは変わらないが、選択肢c（功利）が50.18%となり功利的な姿勢を強めている。言い換えれば大学生はあくまでも自家の移転に反対するのではなく、移転を反対しえないものとしているともいえる。確かに都市計画道路建設に反対して建設着工を中止に追い込むことは長い年月に渡る運動へ自ら関与していくことであり、裁判へ訴えてもなかなか住民勝訴とはなりにくい事柄である。大学生はそうした現実的な認識を持っているが故に功利的な判断をするのかもしれない。だが、同時に大学生の「人権に基づく“社会への働きかけ”・“社会への積極的関与”」の弱さを指摘することもできるであろう。

B群で回答が多かった3つを順に並べると、中学生と大学生は、選択肢c「自分が納得するまで交渉する」（主体性）、d「周囲とは関係なく、納得のいく移転条件を獲得する」（結果）、e「波風が立たないように解決する」（過程）であり、高校生は選択肢c（主体性）、d（結果）、b「移転する他の

戸数で判断する（過程）である。中学生や大学生は周囲との軋轢を考慮しつつも自己の利害や価値を主体的に追求する姿勢が見られ、高校生はその姿勢がより強いことがわかる。言い換えれば高校生では対人関係や自己の価値や利害に傾斜する傾向性を強いことが浮き彫りにされている。

A群とB群とを合わせて考慮するならば、一般的個人的な問題場面で、中学生との比較で高校生と大学生は次のような傾向を示しているといえる。高校生は自己の価値観や利害を周囲との軋轢よりも優先させ、大学生は政治的な圧力への抵抗性を弱めて自己の利害を最善に引き出す傾向性を持っているといえる。

Q10（2）の調査結果及び分析

自らが関わり合う問題に対する判断を調査するために、「出産退職を入社時に契約した女性が、出産後の就労を希望して会社と対立している」場面を設定した。次の表は調査結果である。

図表：Q10（2）の調査結果一覧

A群の選択肢 及びカテゴリー	中 学		高 校		大 学		B群の選択肢 及びカテゴリー
	A群	B群	A群	B群	A群	B群	
功 利 a	<58>	- <112>	<24>	- <93>	<32>	- <108>	a 他者依存
	16.34%	31.55%	8.19%	31.74%	11.55%	38.99%	
契 約 b	<88>	- <66>	<81>	- <43>	<65>	- <43>	b 自己合理
	24.79%	18.59%	27.65%	14.68%	23.47%	15.52%	
価 値 c	<85>	- 113>	<65>	- <87>	<46>	- <70>	c 主体性
	23.94%	31.83%	22.18%	29.69%	16.61%	25.27%	
利 己 d	<117>	- <48>	<116>	- <48>	<134>	- <48>	d 過程
	32.96%	13.52%	39.59%	16.38%	48.38%	17.33%	
計	<348>	- <339>	<286>	- <271>	<277>	- <269>	計
	98.03%	65.49%	97.61%	92.49%	100.00%	97.11%	

A群で多い回答を上位3つを順に並べると、中学生、高校生大学生いずれも同様に、d、「その人の人柄や働きを考えて判断する」（利己）、b「入社の際の約束があるので、退職すべきである」（契約）、c「入社の際の約束は女性に対する差別であるので、退職してはならないと励ます」（価値）である。特に選択肢d（利己）を回答する者は学年段階が上がるに伴い増加しており、大学生では約50%にもなる。能力主義な判断を強めているのである。一方選択肢c（価値）を回答する者は緩やかな減少傾向にあり、中学生と大学生では-7.3%となる。したがって他者の人権を擁護・主張するのではなく、会社との関係性（会社での業績・能力）を基軸にして判断する姿勢が学年段階に伴って強くなる傾向を示している。

B群での回答は、中学生、高校生、大学生共に、選択肢a「職場の人がどのように考えているかをよく聞いて、自分の態度を考える」（他者依存）と、選択肢c「まわりの人を説得して、その人が勤務

をできるだけ継続できるように努める」(主体性)の2つが全回答数の約60~65%を占めている。特に選択肢 a (他者依存)は中学生と高校生では顕著な相違はみられなかったが、大学生では7.3%近く増加している。一方選択肢 c (主体性)は学年段階では減少傾向を示し、中学生と大学生とでは-6.5%となっている。

A群とB群の傾向で示されているのは、判断が社会規範や社会的ルールに求められずに、他者志向的な文脈に依存していることである。つまり将来自ら関わり合う問題状況においては、(Q10(1)でも見られた傾向であるが)学年段階が上がって社会認識や状況への認識が深めるに伴い、人権に基づく判断よりも他者志向的・状況依存的な判断を強めているといえる。

Q10(3)の調査結果及び分析

一般的集団的な問題に対する判断を調査するために、「自分の町に大手スーパーが進出して、町の商店街が反対している」という問題場面を設定した。次の表は調査結果である。

表：Q10(3)の調査結果一覧表

A群の選択肢 及びカテゴリー	中 学		高 校		大 学		B群の選択肢 及びカテゴリー
	A群	B群	A群	B群	A群	B群	
契 約 a	<74>	<174>	<61>	<141>	<38>	<154>	a 結 果
	20.85%	49.01%	20.82%	48.12%	13.72%	55.60%	
価 値 b	<126>	<27>	<79>	<25>	<74>	<10>	b 自己合理
	35.49%	7.61%	26.96%	8.53%	26.71%	3.61%	
利 己 c	<60>	<33>	<53>	<28>	<34>	<8>	c 他者依存
	16.90%	9.30%	18.09%	9.56%	12.27%	2.89%	
功 利 d	<81>	<107>	<87>	<87>	<127>	<101>	d 過 程
	22.82%	30.14%	29.69%	29.69%	45.85%	36.46%	
計	<341>	<340>	<280>	<281>	<273>	<273>	計

A群で多い回答を上位3つを順に並べると、中学生では選択肢 b「商店には営業を守る権利がある」(価値)、d「お互いに競争していけばいい」(功利)、a「スーパーの営業を守る権利がある」(契約)である。高校生では中学生での上位2つが入れ替わって選択肢 d (功利)、b (価値)、a (価値)の順位となるが、この3つの選択肢はほぼ拮抗している数値を示しているといえる。だが大学生では高校生同様に中学生での上位2つが入れ替わって選択肢 b (価値)、d (功利)、a (価値)の順位となり、特に選択肢 d が中学生と比して約2倍も多く、約46%もの高い数値を示している。つまり学年段階と共に競争主義的な判断が強まり、一方価値的な判断が弱くなる傾向にある。また商店あるいはスーパーいずれかの立場において判断するのではなく、傍観者的な立場から判断をしている傾向を強めているといえる。一般的集団的な問題状況において、自ら関わる(自己関与)の度合いは、学年段階ごとに低まっていくなといえよう。

B群では、学年段階ごとの顕著な相違はなく、選択肢 a「共存のためにお互い譲り合う」(結果)が約50%、次に d「当事者が主張を述べ合い、解決していく」(過程)が約30%となっている。これはA群とは対称的な結果となっている。設定された選択肢に影響を受けたものと思われるが、A群での競争主義的な色彩からすればB群では選択肢 d「当事者が主張を述べ合い、解決していく」(過程)の数値がもう少し高くなっていいように思われる。ところが調査結果では、A群での競争主義的な傾向とB群での共存・共生的な傾向というアンバランスな意識は大学生になるほど形成されていくことが示されている。おそらく利害の対立・衝突に際して解決する判断軸を行為的・客観的・社会権的な人権に求めないために、現状追隨的な解決(競争主義)か価値志向的な・理想的な解決(共生)という振幅の激しいぶれが生じたものと思われる。

Q10(4)の調査結果及び分析

日常生活から遠い、国家的な問題に対する判断を調査するために、「日本への木材輸出国が、環境保護のために木材伐採に厳しい条件をつけた。そのために日本国内で木材不足がおきた。」という場面を設定した。次の表は調査結果である。

表：Q10(4)の調査結果一覧

A群の選択肢 及びカテゴリー	中 学		高 校		大 学		B群の選択肢 及びカテゴリー			
	A群	B群	A群	B群	A群	B群				
価 値 a	<104>	-	<25>	<106>	-	<22>	<94>	-	<7>	a 自己合理
	29.30%		7.04%	36.18%		7.51%	33.94%		2.53%	
功 利 b	<62>	-	<199>	<30>	-	<142>	<27>	-	<160>	b 過 程
	17.46%		56.06%	10.24%		48.46%	9.75%		57.76%	
利 己 c	<51>	-	<40>	<24>	-	<61>	<12>	-	<54>	c 主 体 性
	14.37%		11.27%	8.19%		20.82%	4.33%		19.49%	
利 他 d	<123>	-	<73>	<121>	-	<50>	<141>	-	<52>	d 結 果
	34.65%		20.56%	41.30%		17.06%	50.90%		18.77%	
計	<340>	-	<337>	<281>	-	<275>	<274>	-	<273>	計
	95.78%		94.93%	95.90%		93.86%	98.92%		98.56%	

A群では、学年段階とともに、選択肢 d「環境保護の立場から輸出国の選択は正しい」(利他)と a「自国の資源を活用する権利があるから、輸出国の立場は当然である」(価値)との合計の回答率が増加して、大学生では計約85%も占めている。特に選択肢 d(利他)は大学生では約51%である。日本の木材不足によってもたらされる木材業や住宅建設業などの打撃といった諸問題と関連づけて判断するのではなく、環境保護などの規範的な判断を優先させているのである。現実的に判断するならば、選択肢 b「世界経済の相互依存関係を考慮して、輸出国の一方的な輸出規制はおかしい」(功利)の回答数がもう少し多くなると思われるが、調査では学年段階の上昇につれて、減少する傾向を示してい

る。

B群では、中学生・高校生・大学生ほぼいずれも選択肢 b 「両国の政府間で話し合いのうえの解決を望む」(過程)が多く、次いで、d 「他国の林業資源に恵まれた国と貿易する」(結果)やc 「日本は自国の木材をコストに関わらず使用すべきである」(主体性)の順である。ここでは「話し合い」による解決(共存への方法主義的な判断)が環境保護(規範的な判断)よりも優先されている。

A群とB群を比較すると、Q10(3)同様、規範的な判断(環境保護)と自国の利益もある程度保障したいとする判断(共存)との振幅を示している。自国の利害と他国の利害が対立した際に、規範的な判断に徹しきれない不安定的な姿勢が伺われるといえよう。

Q10(5)の調査結果及び考察

等身大の、日常的個人的な問題に対する判断を調査するために、「クラスでいじめられている人がいる」という場面を設定した。次の表は調査結果である。

表：Q10(5)の調査結果一覧

A群の選択肢及びカテゴリー	中 学		高 校		大 学		B群の選択肢及びカテゴリー			
	A群	B群	A群	B群	A群	B群				
功 利 a	<73>	-	<34>	<53>	-	<42>	<31>	-	<22>	a 自己合理
	20.56%		9.58%	18.09%		14.33%	11.19%		7.94%	
価 値 b	<98>	-	<78>	<92>	-	<56>	<79>	-	<64>	b 過 程
	27.61%		21.97%	31.40%		19.11%	28.52%		23.10%	
利 己 c	<109>	-	<123>	<61>	-	<79>	<93>	-	<105>	c 結 果
	30.70%		34.65%	20.82%		26.96%	33.57%		37.91%	
利 他 d	<61>	-	<104>	<54>	-	<87>	<69>	-	<69>	d 他者依存
	17.18%		29.30%	18.43%		29.69%	24.91%		24.91%	
計	<341>	-	<339>	<260>	-	<264>	<272>	-	<260>	計
	96.05%		95.50%	88.74%		90.10%	98.19%		93.86%	

A群では中学生が選択肢 c 「自分がいじめられるから、知らなかったことにする」(利己)、b 「いじめはよくないから、制止する」(価値)、a 「その子が好きではないから、傍観するかいじめる」(功利)の順となる。高校生は選択肢 b (価値)、c (利己)、次いでほぼ同数である a と d 「いじめられている子と友だちになり、励ます」(利他)の順である。大学生では、c (利己)、b (価値)、d (利他)となる。全体として選択肢 a (功利)が減少していく傾向を示している。また「いじめを制止する」という規範的な判断は、決して高いものとはいえない結果となっている。この結果は規範的な意識が脆弱なのではなく、いじめという過酷な現実を克服していく方法が見通せないためであるとも解釈できよう。だがいじめは人権に対する抑圧であるという意識が、規範意識の後押しとなっていないともいえる。

B群では上位3つは学年段階いずれも選択肢 c 「先生や親に相談する」(結果)、d 「クラスの人達

の様子によって、態度を決定する」(他者依存)、b「自分以外に解決できる人がいるだろうと思う」(過程)が入っている。高校生では選択肢d(他者依存)がc(結果)よりも高い数値を示しているが、これは各学校における状況に大きな影響を受けているものと思われる。全般的に現実的な判断をしているといえるだろう。

A群とB群に共通している傾向は、規範的な判断よりも状況依存的な判断が優先されていることである。現実には複雑な諸関係の中にあり、判断をすることは予想もしなかったリスクを背負う場合も多い。従ってできるだけ自己の判断によって生じる状況を的確に予測して、リスクを最小限に止めることが必要となる。このように考えれば、状況依存的な判断は現実的なものであるといえる。だが酷評を投げかけることになるが、動機責任たる規範意識や人権の抑圧に対する認識が脆弱であってもいいということにはならないだろう。

次に分析をQ10全般に敷衍させて、判断の内的構造を解明していく。

4, Q10の全般的傾向とその問題点

①全般的に各学年段階を問わず、日常的な問題場面では状況依存的な判断を行い、やや一般的な問題場面になると状況依存的(現状容認的)な判断と規範的な判断とに両極に分かれるという大きなぶれを示している。そして例えば国家的な問題のようにさらに抽象度の高い一般的な問題場面になると、規範的な判断が強くなる傾向を見せているといえる。つまり問題に対する認識が深くなるに伴って、状況依存的な判断が多くなるのである。社会認識が深まっていく学年段階の上昇に伴って、状況依存的な判断が強くなるのである。

状況依存的な判断は、確かに状況に対する認識の深化を必要とするという意味で、規範的な判断よりも客観的な判断であり、それだけの確な判断だともいえる。だが一方で判断に対する反省が結果主義的に処理されやすいという問題点もある。リスクができるだけ少なくなればよいからである。従ってリスク軽減という目的において、認識可能な状況では状況に応じた判断をするが、社会認識がさほど深化させていない場面では結果の平等を求めて規範的な判断をすることとなる。ここで問題となる一つとして、常に自己のリスク軽減を優先することの是非についての原理的な反省が生じにくいことであろう。実際、自己の権利・利害の対立が生じた際に、互いが自身のリスク軽減を主張し合っているだけでは解決の糸口すらつかむことはできない。

また、たとえ解決策がなされたとしても、それが客観的に普遍的に正統性をもつのかという問題が生じてこよう。ところが状況の文脈に優位性をもたせる判断は、権利衝突・利害対立を解決する客観的・普遍的・原理的判断軸になりえない。客観的・普遍的・原理的な判断軸の一つとして形式的平等性と実質的平等性が求められると思われるが、状況依存的な判断はこの要求に対する普遍的な呼応が不可能だと思われる。といって社会規範に優位性をもたせる判断様式では、状況依存的な判断の前にその脆弱性を露呈させてしまうことを、調査は示している。

では、いかなる判断の構造が求められるのか。判断が思考であるという当然過ぎる事実をふまえれ

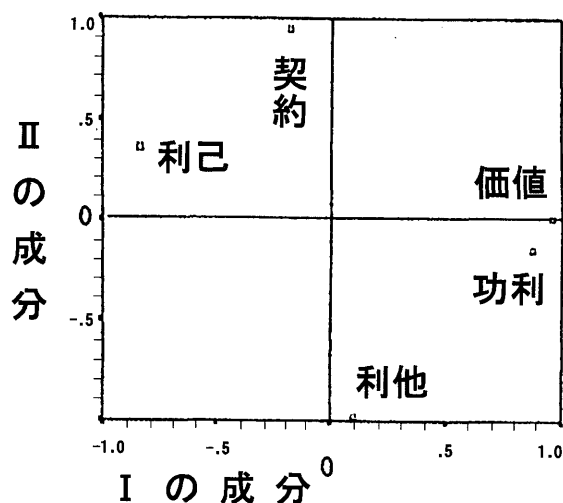
ば、求められる判断の構造は思考の外部から注入されるのではなくてその内部に萌芽を見いださなければならないと考える。そこで各学年ごとに判断に内包している因子の連関性を抽出するために、Q10の選択肢A群に対して因子分析（主成分分析）を行うこととする（B群では顕著な相違性を抽出できなかった）。バリマックス回転を用いて、いずれの学年も3回程度で収束した。以下、回転後の成分プロットを提示して分析をすすめるが、詳しいデータは後掲する資料を参照されたい。

②各学年段階に見る、判断の内的連関

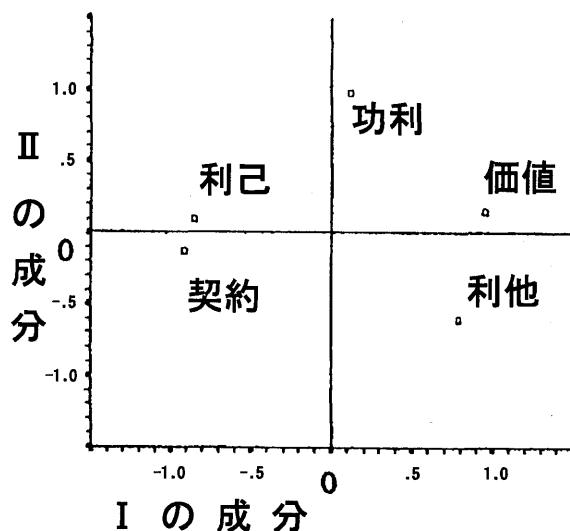
中学校ではIの成分（因子）は、利害の手続きを示している。利己と価値・功利が拮抗しているのがわかる。つまり利益は自分に帰するのか、それとも他者と利害を配分するのかという処理法である。価値が功利と緊密な関係にあることに注目したい。利己的な志向が強いために、他者との分配（功利的な志向）が価値的（規範的）な志向と緊密性を持たなければ均衡を保てないのである。また、IIの成分（因子）は利害対立の社会的な正統性をもった回避法であり、利他と契約が拮抗している構造をとっているのがわかる。利他的な判断を選択するならば、対立は回避され、契約的な判断を選択した場合は自然法的・主観的な人権意識に基づいて対立は主観的に回避されるのである。利害対立を社会的ルールである人権によって対処しようとする構えは、人権意識の発達という意味で健全であるといえる。

社会的ルールによって利害対立を処理するような、因子の組み合わせは中学生の特性である。次項の2つの図を参照されたい。高校生・大学生ともにIIの成分（因子）において功利的な因子が明瞭な対立する因子を失っているのがわかる。一方Iの成分（因子）は、利益の配分先と社会的正

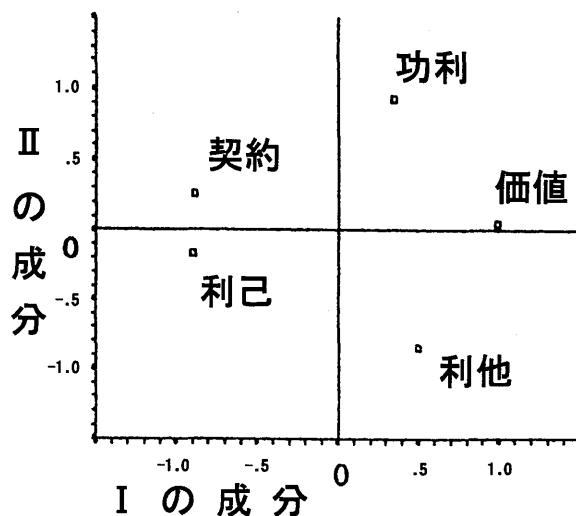
中学生の判断構造



高校生の判断構造



大学生の判断構造



統性が一体化した構造となっていることが示されている。利己的な志向は自然法的人権意識と密接な関係をもって主観的な判断因子を作り、利他的な志向は価値的な志向と密接性をもって規範的な判断因子を構成しているのである。

つまり権利衝突・利害対立の公共的な処理法として、また利己と利他の均衡的な対立を止揚する因子として、功利的なものしかないのである。ここに功利的な判断因子が、状況依存的な装いをもって滑り込んでくるのである。

結論的に言えば、中学生の判断構造のように功利的な志向と対立する志向として“契約”と組み合わせることが必要ではないだろうか。加えて人権意識を規範的な志向から適度な距離をとるために社会権的、客観的、行為論的人権意識へと発展させてことも必要であろう。

その際、人権意識のみを特化させた人権教育を行っても、おそらくは規範的な志向にからめ取られてしまうと思われる。むしろ現実の諸問題における功利的、価値的、利己的、利他的などの志向性と絡み合いつつ、形式的な平等と実質的な平等を内包する社会権的な志向を扱っていくことが必須であると思われる。

<資料> Q10A群の因子分析データ

1, 中学生

説明された合計分散

component	初期の固有値			負荷平方和の因子抽出		
	合計	変数の%	累積%	合計	変数の%	累積%
1	2.993	59.866	59.866	2.993	59.866	59.866
2	1.490	29.803	89.669	1.490	29.803	89.669
3	.381	7.622	97.291			
4	.135	2.709	100.00			
5	-3.12E-16	-6.24E-15	100.00			

回転後の成分行列^a

	成分	
	1	2
価値	.959	1.170E-02
契約	-.183	.947
功利	.875	-.149
利己	-.854	.379
利他	.105	-.981

因子抽出法：主成分分析

回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法

a. 3回の反復で回転が収束しました。

2, 高校生

説明された合計分散

component	初期の固有値			負荷平方和の因子抽出		
	合計	変数の%	累積%	合計	変数の%	累積%
1	3.152	63.041	63.041	3.152	63.041	63.041
2	1.364	27.276	90.318	1.364	27.276	90.318
3	.444	8.888	99.206			
4	3.971E-02	.794	100.000			
5	-5.83E-16	-1.17E-14	100.000			

回転後の成分行列^a

	成分	
	1	2
価値	.963	.148
契約	-.917	-.133
功利	.125	.981
利己	-.850	.100
利他	.792	-.609

因子抽出法：主成分分析

回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法

a. 3回の反復で回転が収束しました。

3, 大学生

説明された合計分散

component	初期の固有値			負荷平方和の因子抽出		
	合計	変数の%	累積%	合計	変数の%	累積%
1	2.949	58.987	58.987	2.949	58.987	58.987
2	1.680	33.602	92.589	1.680	33.602	92.589
3	.357	7.132	99.721			
4	1.395E-02	.279	100.000			
5	1.048E-16	2.096E-15	100.000			

回転後の成分行列^a

	成 分	
	1	2
価 値	. 985	4.818E-02
契 約	-. 891	. 259
功 利	. 346	. 938
利 己	-. 899	-. 160
利 他	. 493	-. 848

因子抽出法：主成分分析

回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法

a. 3回の反復で回転が収束しました。

Ⅳ. 地理学習と人権教育

1. 地理学習と人権

人権教育を考える場合、具体的な法制の側面から直接的に人権について考えさせる場合と、歴史上の出来事や外国の事例などを題材に間接的に人権の在り様を意識させる場合がある。社会科での人権教育では、前者が公民的分野で、後者が歴史的分野や地理的分野で扱われる。歴史学習では、人間の生活や社会の変遷を学ぶだけに、例えば封建制のもとでの暮らしぶりから、人権の在り様を考えさせたり意識させたりするのは、比較的容易と思われる。

それに対して、地理学習は現在の人間の生活や社会を取り上げるものの、地域や空間の視点から学習させるために、人権について考えさせる機会は確かに少ない。実際、本調査のQ3の結果に見られるとおり、地理学習を通じて人権を学んだ生徒は数%にすぎない。このようにして考えると、地理学習は人権教育とは疎遠の関係にあるようだが、果たしてそうであろうか。この点について考察するのが本稿の目的である。

学習指導要領に基づく日本における地理学習は、周知のように、中学校では国土認識を目的とした地誌学習がなされ、高等学校では系統地理学習や現行の指導要領から導入された主題学習的な地理学習がなされている。

中学校の地誌学習では、日本各地や世界の諸地域の生活が取り上げられるので、生徒自身の住む地域の生活と他地域との生活を比較し、自分たちの生活を相対化することが可能である。とりわけ、外国の生活様式については、異文化理解の観点から文化相対主義の視点を学習できよう。また、地誌学習を通じて、環境問題や高齢化社会に伴う問題がそれぞれの地域でどのように生じているかを、生徒は理解することができる。さらに、人種差別問題や民族問題をかかえている外国の事例についても、学ぶ機会を持てよう。

系統地理学習では、従来経済地理が中心となり、いわゆる物産地理の学習が行われやすく、人権学習とはもっとも疎遠になりがちであったが、南北問題を視点にした産業や経済の構造に伴う具体的な問題を取り上げることは可能である。自然地理の領域で環境問題を扱ったり、人口地理や集落地理の領域で高齢化社会に伴う問題や都市問題を取り上げることもできる。主題学習的な地理学習では、学習指導要領のように、異文化理解や環境問題・人口問題などのような地球的な課題を直接的に扱えることは言うまでもない。

上記に指摘された例からも明らかなように、これらの題材がきちんと地理学習で扱われ、学ばれていたならば、間接的で意識の上だけにしかすぎないとしても、地理学習でも人権教育は可能なはずである。そこでまず、今回の調査の中で地理的分野に関わる項目について、生徒がどのような意識を持っているか、その実態を確認し、その可能性について追究してみたい。

2. 地理学習に関連する調査項目の分析

本調査項目の大部分は地理学習と関連がないが、Q6の人権について意識した場面・事柄の中に、地理学習に関係するものが見られる。すなわち、「b 在日外国人に対する扱い」「d 身近な環境を守るための活動」「h 先進国と途上国の経済格差」の項目が該当すると考えられる。bは人が直接関わる問題であるだけに中学（公民学習済み、本稿では以下同様）で4割、高校で5割の生徒が指摘しているが、dやhについては中学で双方とも1割、高校でそれぞれ1割、2割の生徒が指摘しているにすぎない。この3項目を同時に指摘した生徒は中学校で2人、高校で0人である。環境問題や南北問題を人権と結びつけられなかったり、人権を即座に意識できる他の項目が多く、これら3項目を指摘できなかつたためであろうが、地理学習での取り上げ方が十分でなかつた可能性が残されているとも考えられる。

Q7の用語の中で、「m プランテーション農業」と「n 政府開発援助」が地理学習に関連するが、中学、高校とも両項目については約半数の生徒が、「よく知らない」か「聞いたことがない」と回答している。Q7の歴史学習で学ぶ項目である「k 洪染一揆」や「l 解放令」も、mやnとはほぼ同様であるが、地理や歴史の学習は直接生徒に関わらない”他の世界”や”昔”を取り上げるからであろう。プランテーションで働く現地人の過酷な労働や経済格差といった現象から、間接的に人権教育を推進していく難しさを伺い知ることができよう。

最後にQ10の（4）の回答が、地理学習と関連するので確認しておきたい。A群については、中学でも高校でも、aの資源保護の視点から、あるいはdの緑の保全の視点から、木材輸出を規制するという選択をした相手国の立場をとる生徒が多いが、中学ではa、dを選択した生徒がそれぞれ28.3%、36.1%であるのに対して、高校ではそれぞれ37.1%、43.8%となっており、その傾向が強まっていることがわかる。資源・環境問題については発達段階が高まるにつれて、自国の立場より相手の立場や世界全体からの立場を尊重するようになってきていると考えられる。高校での地理学習が選択であるだけに、どれだけ地理学習の成果が関連するのかわからないが、環境教育的視点からの地理学習の可能性があることは明らかである。

A群での傾向は、B群にも反映されていると考えられる。中学では、bの話し合いによる解決やdの代替的な輸入先を考えることを選択した生徒が多く、それぞれ57.5%、23.3%を占めているが、高校ではそれぞれ51.1%、18.4%と低下し、その分cの日本の木材使用を指摘する生徒が増えている。ちなみに、cは中学では10.0%であるが、高校では22.4%と大幅に増加している。森林の持つ水害防止や水源林としての役割など、環境保全上の意味があることまで考えての回答かどうかは不明であるが、そうしたことに關する学習の成果が全くないとも言い切れない。

3. 地理学習における人権教育

確かに、地理学習では人権教育に直接関わる内容は少ないが、異文化理解や環境教育、南北問題を取り上げる開発教育を通じて、人権意識を育成することは可能である。これらの領域は、人間同士が

どう理解しあうのか、人間が自然環境にどう向かいあうのか、人間としてどういう社会を形成していくのか、という課題を生徒に提起するのが基本的な役割であろう。いずれにしろ、根底で人間としてどうあるべきかを意識させるわけで、広義の人権意識を持たせるものである。

だが、それだけに、地理学習を通じて人権意識を持たせるのは困難を伴うわけで、前述の調査結果がそれを物語っている。もちろん、Q10の(4)の回答に対する分析でも確認されたように、その可能性はたぶんに残されている。つまり、人権意識の育成に繋がる異文化理解、環境教育、開発教育といった視点を地理学習で前面に打ち出すことにより、地理学習でも人権教育の一翼を担えるのである。

では人権教育のために、実際どのような点に留意した地理学習が考えられるであろうか。以下、上記の三領域に即して若干の例を紹介したい。

地理学習では、諸民族の生活や文化を扱うので、異文化理解の学習がなされう。偏見や誤解をなくすためにも、まず異文化を理解することは不可欠な条件であるが、扱われる民族の生活や文化が、果たして共感的に理解されるのであろうか。異文化が、ややもすると興味本位に理解されることはないであろうか。例えば、日本人にとってきわめて異なる文化の一つであると考えられるイスラムについて考えてみたい。イスラム教では女性隔離がなされるとか、一夫多妻が認められているとか、ややもすると”異なる”側面が強調されて、何故そうなのか、実際どうなのか、十分に考えないまま、ステレオタイプ的に理解されがちである。

そうしたことをないようにするには、まず何故そうなっているのか、その要因を追究することが必要であろう。女性隔離は元来女性を保護することがその起源であること、一夫多妻も寡婦を救済する一種の社会福祉の考え方から生まれたものであることを理解すると、イスラムに対する見方も変わるであろう。いわゆる文化相対主義に基づく見方をすることで、自文化の相対化が図られて、偏見が除去されやすい。ただし、この考え方を持ってしてすべてを割り切ろうとすると、問題が生じてくる。というのは、それぞれの民族が持つ文化の根底にはそれを支える価値がそれぞれあるという文化相対主義では、結局異なる価値を理解しあえないという事態が、想定できるからである。“彼らのことはやはり理解できない”という結果に、終わることが起こりうる。したがって、単に文化相対主義に依拠するだけでなく、人間としての共通性にも着目させることが不可欠となつてこよう。人間はより良き社会を形成しようとして努力しているが、その方法こそ異なるものの、形成への努力をしている点では同じであることを理解させることが肝要であろう。この脈絡からすると、通過儀礼や教育など、人間の営みとして営々と諸民族が共通して継続させてきた事象は、異文化理解の題材として有用なものであると考えられる。

また、ステレオタイプ的な見方を防止するためには、変化・変容の概念を導入することが必要であろう。イスラムの例に即して考えるならば、イスラム原理主義と世俗主義を取り上げることができる。イスラム法シャリーアを社会規範にする社会がある一方で、イスラムを個人の信仰の一形態とする世俗主義の考え方がある。実際に原理主義から世俗主義、あるいはその逆といった社会の変容が見られる。すべてのイスラム社会が、同一の様相を呈しているわけではない。また、同じ世俗主義にありながらも、個人の信仰の程度は大きく異なる。豚肉は食しないが、断食などの五行については励行しないムスリムがいる反面、五行を励行するだけでなく、その他の伝統をも尊重する敬虔な信徒もいる。

個人をステレオタイプのにとらえさせないためにも、概念的な理解とともに実態をきちんと把握させる必要もある。

地理学習では、自然環境に関連させて人間の生活を考えさせてきた。かつて、地球が閉じた生態系であるとの認識が必要でなかった時代には、地域性を理解する見方としての環境決定論や可能論が意味を持った。しかし、昨今では、閉じた生態系としての地球における我々人類のあり方が問われるようになっており、生存権としての人権を考えなければならない状況にある。そのような意味で、決定論的視点を生徒に持たせなければならないことは必至である。人間社会に見られる政治経済的行動が、自然環境や生態系にどのような影響をもたらすのか、あるいは環境保全とどう関連するのか、といった見方ができるように、具体的な地域事例を通じて考察させることが、人権教育を推進する地理学習では求められることになろう。

開発教育は南北問題を把握することから始まるので、まず南側の実態を理解することが必要である。もちろん、経済的な側面だけでなく、その背景ともなる社会や文化を知る必要があるわけで、異文化理解がそこに含まれることになる。また、最終的な目標が、我々先進国側の生活のあり様を見つめ直すことであるから、環境問題にも関連し、環境教育の側面を包含することになる。このような意味で、開発教育こそ、人権教育を視野に入れた地理学習の究極的なあるべき姿と言えよう。

南北問題に限らず、すべての題材について言えることであるが、生徒にとって切実な問題とならない限り、換言すれば課題意識を持たない限り、あるいは興味をいだき知的好奇心を持たない限り、真の学習は成立しない。途上国に関する情報に興味を示す生徒が全くいないわけではないが、一般的には、生徒ないし日本との繋がりがあることと言及できるような題材を事例に、開発教育を始めていくことになろう。例えば、よく引用される例であるが、輸入される食料が取り上げられる。バナナなどの熱帯作物が、どのようなところで、誰によってどのように生産されているのかを、確認させる。“私、食べる人”“彼ら、作る人”といった顔の見えない関係から生じるような状況を廃すべく、生産する人の顔が見えるように学習を工夫する必要があるだろう。途上国の人々の生活や文化とともに生産活動の実態を理解させ、経済格差を生徒にきちんと認識させるべきであろう。その際、自分は豊かな日本に生まれてよかった、彼らはかわいそう、という感情で授業が終結してしまうと、ある種の偏見を生んだだけと同じことになり、十分な留意を払わなければならない。また、そのような結果に終わると、開発教育の本来の目標である自分の生活を省みることにまで、授業を繋げることはできなくなる。

開発教育では、人的資源を含めて途上国の持つ資源の利用で、先進国側が経済的恩恵に浴していることに気付かせるばかりか、先進国の住民として経済格差解消のために何ができるのかまで考えさせたり、行動に移させることまでを視野に入れている。これはまさに、同じ地球人として生きていくという、地球市民的発想に基づいているものである。換言するならば、地球市民としての人権を保障する立場に立っているのが、開発教育である。この意味で、開発教育は人権教育の基本的形態としてみなされるべきである。

このようにして考えると、経済格差解消のための態度化や社会参加、そのために必要な技能についての育成を、地理学習においても実現していかなければ、真の意味での人権教育を目指す地理教育にはならないのかもしれない。

V. 人権教育における「人権」

1. 人権教育の新たな動向

「国連人権教育の10年」(1995年-2004年)、「子どもの権利条約」の批准(1995年)を契機として、ここ数年、わが国の人権教育(論)に新たな動向が生まれつつある。その代表的な例として、喜多明人ほか編『人権教育をつくる』(1997年)を取り上げることができる。

同書は、まず、現代の子どもたち(青年期を含む)の間に、「人権無関心層の拡大」ないし「人権意識の希薄化」が進行していること、したがって、「今日の人権教育においては、子どもたちがしっかりと人権認識を深め、正しく人権を行使できる力を蓄えていくために、その“土台となる人間的感性”が問われ始めているという現状認識」に立つべきことを強調する。つぎに、そうした現状認識にもとづいて、人権教育の主たる目的を「子どもの人権感覚」の教育におき、「子どもの人権感覚」の具体的内容として、①自己の尊厳を守り、自立する—自己理解・自己信頼から自己(人権)尊重へ、②他者の尊厳を守り、いじめ、差別をなくす—他者理解・他者共感から他者(人権)尊重へ、③人間的な意思と要求をもち、社会に働きかける—世代的共感から自治・参加権の行使へ、という3点を提示する¹⁾。

さらに、同書は、「子どもの人権感覚」を育むための人権教育の方法について、従来の教師主導型授業から子ども参加型授業への転換を主唱し、実践例を紹介している。こうした人権教育の方法の転換は、また、①従来の人権教育の概念の狭さ(同和教育への矮小化等)の克服、②学校活動全体を人権教育実践としてとらえ直す機会とすること、③人権教育にふさわしい、教育方法の人権性・民主性を確立すること、をねらいとしている²⁾。

2. 人権意識調査から

(1) 人権教育の重要性と人権教育の方法

今回の人権意識調査の結果[巻末資料]からも、学校教育における人権教育の重要性と人権教育の方法の転換の必要性を読み取ることができる。第1に、人権に関する情報源の上位4項目が、中学生・高校生・大学生のいずれにあっても、「学校の授業」、「テレビ・ラジオのニュース」、「学校での先生の話」、「新聞」である(Q2)。このことは、人権学習における学校教育の比重がきわめて大きいことを示している。第2に、これまで受けてきた人権学習の授業形式として、中学生・高校生・大学生のいずれも、「講義」・「教科書」を中心とし、それに「教科書以外の教材」・「具体的事例」・「条文や仕組」を組合せた教師主導型授業形式が多く、反対に、「クラスの討議」・「ゲームやロールプレイ」・「交流」などの子ども参加型授業形式は少ないこと(Q11)、そして、必要とされる人権学習の内容の上位4項目が、「具体的事例」・「他人の権利」・「討論能力の育成」・「主体的姿勢」であり、年齢が高くなるにつれ、子ども参加型授業形式を必要とする「討論能力の育成」・「主体的姿勢」の比重が増加しているこ

とである (Q13)。これらのことは、子ども自身もまた教師主導型授業から子ども参加型授業への授業形式の転換を必要としていることを示している。

(2) 子どもの人権意識の構造

喜多ほか編『人権教育をつくる』は、現代の子どもたちの人権意識のありかたを、「人権無関心層の拡大」ないし「人権意識の希薄化」と表現し、その意味を、「子ども側の内面にしっかりと『人権感覚』が培われていないこと」によって、「人権教育の結果が、必ずしも日常的な学校生活の中で子どもたちの人間関係や生活面の改善には結びついて」いないことであるとしている³⁾。今回の人権意識調査の結果は、「人権無関心層の拡大」ないし「人権意識の希薄化」の実体的な内容、すなわち、子どもたちの人権意識の構造を浮き彫りにしている。

子どもたちの人権意識の具体的構造は、とりわけ、問題場面での《判断》(A群)と《解決策》(B群)を問う設問(Q10)の結果から読み取ることができる。ここでは、子どもたちが、社会的な労働の領域(女性差別問題としての出産退職制)と日常的個人的な人間関係の領域(いじめ問題)において、いかなる《判断》と《解決策》を選択するかを問う小設問(2)と(5)を取り上げてみる。他の小設問と異なり、この2つの小設問では、回答者は、第3者ではあるが当事者にもなりうる立場にある。

まず、小設問(2)について。《判断》は、中学生は、①a+b(雇用契約優先)、②d(功利-個人実績次第)、③c(価値-女性差別批判)の順であり、高校生・大学生は、①d、②a+b、③cの順であるが、年齢が高くなるにしたがい、一方で、d(功利-個人実績次第)の大きな増加(33.0%→39.6%→48.4%)が、他方で、a+b(契約)の減少(41.1%→35.9%→34.1%)とc(価値)の低率・減少(23.9%→22.2%→16.6%)が特徴的である。《解決策》は、中学生では、①c(主体性=阻止)、②a(状況依存)、③b(他者依存)の順であり、高校生・大学生では、①a、②c、③d(回避)の順であるが、年齢が高くなるにしたがい、一方で、a(状況依存)とd(回避)の増加(31.6%→31.7%→39.0%と13.5%→16.4%→17.3%)が、他方で、c(主体性)の減少(31.8%→29.7%→25.3%)が特徴的である。

つぎに、小設問(5)について。《判断》は、中学生は、①c(利己=逃避)、②b(価値=制止)、③a(功利=傍観・参加)の順であり、高校生は、①b、②c、③d(利他=支援)の順であり、大学生になると、①c、②b、③dの順であるが、全体的には、c(利己=逃避)がb(価値=制止)を上回っていることが特徴的である。《解決策》は、中学生は、①c(主体性)、②d(状況依存)、③b(他者依存)の順であり、高校生は、①d、②c、③bの順であり、大学生は、①c、②d、③bの順であるが、全体として、b+d(状況依存・他者依存)がc(主体性)をはるかに上回っていることが特徴的である。

以上の結果から浮かびあがる子どもの人権意識の構造は、第一に、《判断》における、価値(人権)志向に対する功利・利己志向の優位であり、第二に、《解決策》における、主体性志向に対する他者依存・状況依存志向の優位であり、第三に、以上のことが、日常的個人的な人間関係の領域よりも、社会的な労働領域において顕著であること、また、年齢が高くなるにしたがって顕著となることである。すなわち、年齢が高くなるにしたがって、また、社会的な領域において顕著となる、《判断》における

功利・利己志向の優位と《解決策》における他者依存・状況依存志向の優位、これが、子どもの人権意識の構造の特徴である。

(3) 人権教育の基軸―「価値（人権）志向―主体性志向」

ところで、人権教育の目的・内容に関する基軸として、形式論理的には、

- ①《判断》：「価値（人権）志向」―《解決策》：「主体性志向」
- ②《判断》：「価値（人権）志向」―《解決策》：「他者依存・状況依存志向」
- ③《判断》：「功利・利己志向」―《解決策》：「主体性志向」
- ④《判断》：「功利・利己志向」―《解決策》：「他者依存・状況依存志向」

の4つの組合せが可能である。喜多ほか編『人権教育をつくる』は、明らかに、「価値（人権）志向―主体性志向」を選択している。しかしながら、そのような選択は、なぜ正当化されうるのだろうか。端的に言えば、「人権」というコンセプト自体が、論理必然的に「価値（人権）志向―主体性志向」の人権教育を要請するのである。すなわち、「人権」とは、「人種、性、身分などの区別に関係なく、人間である以上当然に享有できる普遍的な権利」であり、それによって、人間は、「社会を構成する自律的な個人としてその自由と生存を確保」することが可能となる⁴⁾。普遍的な価値としての人権の承認と、それによって確保される個人の主体性（自立・自律）という「人権」コンセプトの核心は、論理必然的に「価値（人権）志向―主体性志向」の人権教育を要請せざるをえない。

したがって、現代の人権教育の基本的課題（目的）は、「価値（人権）志向―主体性志向」を内実とする人権意識を育むことではなければならない。そのためには、第1に、「功利・利己志向―他者依存・状況依存志向」という、子どもたちの人権意識の構造を規定する要因の分析が必要となる。そうした要因として、子どもたちが日々生活する、家族・学校（人権教育を含む）・地域・日本社会における人権意識の構造のありかたがあげられるであろう。また、情報化社会におけるメディアの役割も無視できない。第2に、「価値（人権）志向―主体性志向」を内実とする人権意識を育むことができるような、子どもの発達段階に即した人権教育のありかたが必要となる⁵⁾。

しかしながら、従来の日本の「人権教育」論では、「人権」コンセプトの核心に係わる部分が十分に位置づけられてこなかったように思われる。そこで、以下では、人権教育における①「人権」の諸相と②「人権」の内容という2点に焦点を絞り、かつ、日本と西欧（イギリス・オーストラリア・フランス）のそれぞれの「人権教育」に関するテキストの比較検討を通じて、従来の日本の「人権教育」論の問題点の一端を明らかにしたい⁶⁾。

3. 「人権」―道徳的権利と法的権利

(1) 比較検討

西欧のテキストと日本のテキストとの基本的な相違点の第1は、前者が、人権の普遍性から出発し、人権の諸相（「道徳的権利」と「法的権利」）の区別と相互連関へと展開するのに対して、後者は、人権の普遍性からただちに人権に関する諸文書（宣言）・協定・条約の紹介を中心とする人権の歴史へと

展開していることである（とりわけ文献Ⅵ）。前者の代表例として、文献Ⅰ・Ⅱを取り上げる。

文献Ⅰは、まず、人権を、「道徳、公正、正義に基づく権利」であり、「いつ、いかなる状況にあってもすべての人びとに適用される」「普遍的な道徳的権利」と、「法律に規定された“権利”」であり、「裁判で擁護され、保障されうる」「法的権利」とを区別する。次に、「道徳的権利」と「法的権利」との関係について、「法律のなかに明文化されている」「道徳的権利」が「法的権利」であり、それは、「あらゆる権利のなかで最も確実・堅固な権利である」が、「法的権利がすべてではない」のであって「道徳的権利は、法律のなかに……明文化されていないこともある」と説明する（9頁）。文献Ⅱの説明は、さらに具体的で分かりやすい。すなわち、人権を、「私たちが行う事柄が正しいか、間違っているかについて考えたり、感じとったりすること」と関係する「道徳的な“権利”」と、それが「法律」にされた「“法的”権利」、そして、「人々が実際にその権利（“法的”権利）を得るかどうか」という「現実の”姿”」とに区別し、それぞれを、人権の「道徳的側面」、「法的側面」、「実際の側面」と呼ぶ（6頁、9頁）。

憲法学の立場からあえて敷衍すれば、人権の「道徳的側面（権利）」とは諸個人・集団が持つ人権に関する理念＝意識としての「人権意識」であり、人権の「法的側面（権利）」とは、支配的な人権意識が法規範化された「人権規範」（憲法・法律等）であり、人権の「実際の側面」とは人権規範に具体的内容を与え、現実化する諸施設・機関としての「人権制度」とであると言うことができる⁷⁾。また、「道徳的権利」とは前国家的な権利としての自然権であり、「法的権利」とは憲法・法律によって明文化された実定的権利であると言うこともできる。

問題は、人権の諸相（「道徳的権利（側面）」と「法的権利（側面）」）の区別と相互連関において人権を把握することが、「人権教育」にとっていかなる意義をもちうるかである。さしあたり、①人権の歴史性、②人間の主体性という2つの視点から検討する。

(2) 人権の歴史性

人権の諸相の区別と相互連関において人権を把握することの第1の意義は、人権を、人間の営みに基礎づけて、発生史論的に理解しうることである。すなわち、人権とは、人間の意欲・思惟を超越した真理・公式ではなく、また、歴史のなかで人間の意欲・思惟とは無関係に生成・発展したものではなく、まず、ある時代・社会において、一部の個人・集団の道徳的・理念的・価値的な思惟の産物として主張され（「道徳的権利」）、次いで、「多年にわたる自由獲得の努力の成果」（日本国憲法第97条）として法規範化されたもの（「法的権利」）であると理解することである。こうした人権の発生史論的理解が、一方で、「人権」コンセプトや個別的人権について、他方で、それぞれの「道徳的権利（側面）」と「法的権利（側面）」において、その意味内容ないし具体的内容の深化・発展の理解を可能とするのである。17・18世紀の欧米諸国の諸人権宣言や20世紀の国際的な諸人権文書だけでなく、19世紀以降の参政権の獲得、20世紀の社会的・経済的・文化的権利の獲得、現代における「新しい人権」や「自己決定権」の主張は、そうした発生史論的理解のもとで把握することができる。

(2) 人間の主体性

第2の意義は、以上のような意味での人権の歴史性においてはじめて、人間が果たすべき主体的役

割が明確になることである。「人権」コンセプトも個別的人権も、人間の道徳的・理念的・価値的な思惟の産物（「道徳的権利」）であり、「多年にわたる自由獲得の努力の成果」（「法的権利」）である以上、人間の主体的役割なくしては、「人権」の具体的実現も深化・発展もありえない。まさに、「国民の不断の努力によって、これ（人権）を保持しなくてはならない」（日本国憲法第12条）のである。そして、前述した、19世紀以降の参政権の獲得、20世紀の社会的・経済的・文化的諸権利の獲得、現代における「新しい人権」や「自己決定権」の主張は、憲法・法律に実定化されていない（「明文化されていない」）「道徳的権利」を根拠として主張され、その結果、「最も確実・堅固な権利」である「法的権利」として「法律のなかに明文化された」ものであり、あるいは、その途上にあるものである。

4. 人権—自由と平等

(1) 比較検討

西欧のテキストと日本のテキストとの基本的な相違点の第2は、前者が広範な人権を扱っているのにたいして、後者が扱う人権の内容は、主として平等＝反差別であり、同和問題を中心とする様々なマイノリティー（女性、人種、障害者など）に対する差別問題である。前者の代表例として、文献Ⅲ・Ⅳを取り上げる。

文献Ⅲは、論争的問題の領域として、「生命」、「良心・意見・表現の自由」、「集会・結社・公共の事柄への参加の自由」、「社会的・経済的・文化的福利」、「反差別：人種差別」、「反差別：性差別」、「家族」、「教育」を取り上げている。文献Ⅳは、「人間の権利」の章では『世界人権宣言』を素材に、「子どもの権利」の章では『子どもの権利宣言』を素材に、広範な人権を扱い、「“偏見”を乗り越えるために」の章では性差別・人種差別などを、「地球は惑星の村だ」の章では、難民・移民労働者や異文化理解を扱っている。

たしかに、平等は、それ自体が個別的人権であると同時に、「人権」の前提となる原則でもあるという性格をもっており、また、自己の尊厳や人権を尊重し守り、他者の尊厳や人権を尊重し守る（共感）意識を育むためにも、「人権教育」において平等を扱うことには大きな意義がある。しかしながら、問題は、「人権」として、平等だけでなく、広範な権利・自由を扱うことが、「人権教育」にとっていかなる意義をもちうるかである。さしあたり、①権利・自由と平等との本質的な相違と相互連関、②平等における価値判断という2つの視点から検討する。

(2) 権利・自由と平等—本質的な相違と相互連関

第1に、権利・自由と平等とは、本質的に性格を異にしつつも、互いに密接な相互連関のもとにある。権利・自由とは、ある具体的な「実体」を指すコンセプトであり、たとえば、表現の自由には、特定の表現行為（言論、出版など）という実体があり、参政権には、選挙における投票行為あるいは立候補という実体がある。これに対して、平等とは、“ある事柄”について、個人（集団）Aが個人（集団）Bと比較して差別的な取り扱いを受けないという「関係」を指すコンセプトである。しかしながら、第2に、権利・自由と平等とは、相互に密接な関連のもとにある。「平等」という「関係」コン

セプトが意味をもちうるのは、“ある事柄”という「実体」コンセプトとの関連においてである。女性若年定年制を例にあげれば、それが女性差別であると言いうるのは、単に、女性と男性の定年年令が“同じではない”点にではなく、“ある事柄”すなわち女性の働く権利の保証期間に関して男性のそれよりも“短い”という点にある。単に、“同じでないこと”＝「関係」それ自体が問題であるとするならば、男性の定年年令を女性なみに引き下げれば平等は実現することになる。端的に言えば、平等とは、一定の“ある事柄”＝「実体」に関して差別的な取り扱いを受けないという「関係」であり、問題となる“ある事柄”＝「実体」こそが権利・自由なのである。したがって、平等は、権利・自由との密接な関連のもとで扱ってはじめて、その重要性を明らかにすることができる。

(3) 平等と価値判断—絶対的平等と相対的平等、形式的平等と実質的平等

第2に、もっぱら、平等＝反差別を、とりわけマイノリティーに対する差別を中心に扱うことは、ともすれば「みんな同じであるべきだ」という「善意」にもとづく画一主義的平等観に陥りがちになり、平等における価値判断の問題や社会的・経済的不平等の問題を欠落させかねない。具体的な例をあげよう。

- ① 男女平等選挙権：(ア) 男女ともに、(イ) 市民として同じであるべきだから、(ウ) 等しく選挙権を有する。
- ② 生理休暇：(ア) 男女は、(イ) 生理の有無を考慮されるべきだから、(ウ) 女性だけに生理休暇請求権が認められる。
- ③ 同一労働同一賃金：(ア) 同一労働の男女は、(イ) 同一労働を考慮されるべきだから、(ウ) 等しく同一賃金が支払われる。
- ④ 労働基本権：(ア) 使用者と労働者は、(イ) 経済的な力の違いが考慮されるべきだから、(ウ) 労働者だけに労働基本権が保障される。

出発点における事実状態の違い(ア)と、結論における取り扱い(ウ)とのあいだに、事例①・③では「事実状態の違い(男女)にもかかわらず、同じ取り扱いをすべきだ」という価値判断が、事例②・④では、「ある事実状態の違い(男女/使用者と労働者)にもとづく、別の事実状態の違い(生理/経済的な力)を考慮して、異なる取り扱いをすべきだ」という価値判断が、それぞれ介入している。憲法学では、性に係わる事例①—事例②の場合を絶対的平等—相対的平等と呼び、社会経済に係わる事例③—事例④の場合を形式的平等—実質的平等と呼ぶ。

マイノリティーは、マイノリティーであることだけが唯一の属性ではなく、「人間」であることが基本的な属性である。広範な人権を享有すべき「人間」という基本的属性のもとで、たまたまマイノリティーであるという1属性を根拠として広範な人権の享有を妨げられることが問題なのであり、マイノリティーであることそれ自体が問題ではないのである。この点からも、平等を権利・自由との密接な関連のもとで扱うことの重要性が明らかである。

5. 小括—人権の保障と制限⁹⁾

現実の社会においては、人権相互間の矛盾・衝突は一般的・日常的であり、その解決(人権の保障)

のためには、人権の調整・制限原理が不可欠となる。その際、問題となる複数の「人権」を調整・制限原理の俎上に上げるためには、それらは、憲法・法律によってすでに実定化された「人権」＝「法的権利」でなければならない。憲法・法律によって実定化されていない「人権」＝「道徳的権利」の場合には、その前段階として、裁判所による憲法・法律解釈によって「法的権利」として確定されることになる。ここに、「人権」を「道徳的権利」と「法的権利」とに区別する意味がある。「人権教育」における「人権」をもっぱら「道徳的権利」として扱ったり、「道徳的権利」と「法的権利」との区別をあいまいにしたままでは、社会空間における公的な紛争解決（国家による物理的強制力の行使）の意義が十分に理解されないことになる。また、「人権教育」における「人権」の内容がもっぱら平等＝反差別に限定されたままでは、他の権利・自由を行使して人権相互間の矛盾・衝突を主体的に解決（人権保障）することの意義が十分に理解されず、情緒的・感性的な解決や「功利・利己志向－他者依存・状況依存志向」の解決（多くの場合、紛争の法＝ルールによる解決ではなく、紛争の力あるいは人による解決）に陥ることになるであろう。

[注]

- 1) 喜多明人ほか編『人権教育をつくる』（大月書店、1997年）3頁、9－13頁。
- 2) 前掲書、3頁。
- 3) 前掲書、8頁。
- 4) 芦部信喜『憲法・新版』（岩波書店、1997年）80頁、85頁。
- 5) そうした試み（小学校）の重要な成果として、喜多ほか編・前掲書がある。
- 6) 直接、比較検討の対象とした文献は、以下の著作である。

[文献Ⅰ] G・パイク＋D・セルビー／中川喜代子監訳『ヒューマン・ライツ－たのしい活動事例集』（明石書店、1993）

[文献Ⅱ] オーストラリア人権教育委員会／福田弘・中川喜代子訳『みんなの人権－人権学習のためのテキスト』（明石書店、1987）

[文献Ⅲ] R・ペットマン／福田弘・中川喜代子訳『人権のための教育－授業にすぐ使える活動事例集』（明石書店、1987）

[文献Ⅳ] R・フォルタ＋L・ランタンフ／中川喜代子監訳『実践人権教育の方法－フランスのテキストから』（明石書店、1993）

[文献Ⅴ] 門田秀夫『人権教育思想論』（明石書店、1990）

[文献Ⅵ] 河内徳子『人権教育論』（大月書店、1990）

[文献Ⅶ] 中川喜代子『グローバル人権論』（明石書店、1996）

その他の参考文献として、中川喜代子『人権学習を創る－偏見と差別の社会心理学』（明石書店、1989）、村越末男『「人権」の教育はなぜ必要か』（明治図書、1987）、元木 健『人権と教育－社会啓発の理論』（解放出版社、1989）、D・セルビー／宮崎繁樹監訳『ヒューマン・ライト』（日本評論社、1988）。

- 7) 長谷川正安『新版・憲法学の方法』（日本評論社、1968年）50頁以下参照。
- 8) 文献Ⅰは、「現実には、あらゆる“人権”が制限されている」と述べて、以下の3つのタイプの人権制限を例示し、それぞれの人権制限を弁証する（10-11頁）。
- ① 他人の家への侵入禁止を例示して、「私たちが求める権利は、お互いの権利によって多かれ少なかれ相殺されている」と説明し、「私たちがみんな権利をもっているとするならば、私たちは、人間であり、それゆえ平等であるから、仲間であるすべての人間の権利を尊重し、擁護する義務がある」として正当化するとともに、「人権教育は、とりもなおさず、人間に対する責任についての教育なのである」とする。
 - ② 環境規制による個人の自由の制限（照明や焚火）を例示して、「個人の“人権”は、また“公共性”……の名のもとに、しばしば制限される」と説明し、「“公共性”の名のもとに、政府が権利を制限することに対して、私たちは、擁護できるものと、擁護できないものとの間のどこに線を引けばよいかをどのように決めればよいのだろうか？ 誰が、このような決定に関与すべきなのだろうか？」として、公共性にもとづく人権制限の判断基準と決定過程が民主的過程のもとで行われるべきことを示唆する。
 - ③ 社会的・経済的・文化的権利の実現（政府による医療・公教育の提供）を例示して、「富の再配分」のための市民的政治的権利たる「個人の財産権への干渉」と説明し、それを、「自由の追求と、平等の探求との間」の「本来的な緊張関係」という「“人権”を論じる上での難題」と把握した上で、「平等主義体制……は、すべての人々が、自由を享受するために不可欠の前提条件である」という見解と、「平等は個人の自由をできるだけ束縛しないことを通して最高に達成される」という見解を紹介する。

憲法学の立場から説明するならば、①の場合は、人権の「内在的制約」の事例である。「内在的制約」とは、すべての人権に論理必然的に内在している他者加害禁止原理と人権相互調整原理であり、フランス人権宣言（1789年）第4条〔自由の定義〕で規定されている人権制限原理である。②・③の場合は、「外在的制約（政策的制約）」の事例である。「外在的制約（政策的制約）」とは、社会的・文化的権利を実質的に保障するために自由権（とくに経済的権利・自由）を制限する原理である。

Ⅵ. 中間的まとめ

以上、青少年の人権意識についての調査結果を分析してきた。それぞれの結果についての分析はⅠ～Ⅴですでに述べているし、Ⅱの中間総括でもその全体的傾向を示してきた。

ここでは、前述した中間総括で触れていなかった社会科教育と人権教育の在り方について2～3、中間まとめとして述べることにする。

① 知識と態度

人権問題に関する青少年の意識は、Ⅱで分析されているように、日常的な問題場面では状況依存的な判断を行い、やや一般的な問題場面になると、状況依存的な判断と規範的な判断の両極に分かれ、個人から離れた一般的な問題場面になると、規範的な判断が強くなっていく。学校段階が上がるにしたがって、その傾向が強まることを明らかにしてきた。

それは、大人になるにしたがって「すれた」というよりも、「現実的」判断を行うようになったという評価もできよう。しかし、現実の権利衝突・利害対立場面を解決するにあたって、しばしば功利的になってしまっているのである。それを社会科教育はどのように受けとめたらよいのであろうか。社会科で教えられている人権に関する内容と、現実の問題状況との間に落差がありすぎるのであろうか。

この問題は、社会科教育においては知識と態度の関係として論じられ、その統一をうながす指導法を問題解決学習として切り開いてきた。人権意識の変化を念頭に置くと、問題解決学習の必要性がなおいっそうあるといえよう。

② 知識と判断

Ⅲで述べられているように、私たちは自己関与の低い問題場面に際しては、しばしば「なぜそうになっているか、その要因を追求する」ことなく、ステレオタイプ的に理解し、判断基準を作ってしまうことがある。問題状況にあたっての解決策がそうしたステレオタイプ化された認識に基づいて、功利的に処理されてはならないことは明白である。

しかし、社会的体験が少ない中学生が「教科書的」な規範に基づいて現実を評価することは、やむを得ないことであり、時には積極的な意味をもっているというべきであろう。調査結果にみるように、人権について学ぶのは、経験からではなく学校での学習によるからである。換言すれば、その教育方法や教育内容の選択の適否は一時おいて、人権についての知的な学習を青少年に提供することは必要なことである。

人権教育において、しばしばロール・プレイやゲームなどが取り上げられることがあるが、生徒の関心・意欲を高める教育の方法として重要ではあるが、それをもってして人類が長期にわたって確立してきた人権理論をそれでは変えることはできない。

具体的な問題状況の中で、規範と功利との対立を組み入れながら人権に関する知的学習を展開する

必要があるのではないだろうか。

③ 社会科の統合性

狭義の意味での人権に関する知的な学習が必要と述べたが、現行の公民分野や政経を通して人権に関する知識を教えればよいということのみを意味していない。人権についての知的学習がベースにすえられる必要があるが、それは現行の地理・歴史・公民の内容ではない。青少年はそれなりの知識と規範をもっているのである。しかし、規範的な判断と状況依存的判断の間を揺れ動いているのである。分野と科目の内容構成を人権教育という観点から見直す必要があると考える。

人権教育の先進校のカリキュラム構成をみると、各分野に埋め込まれた人権にかかわる指導内容にスポットをあて、相互に関係づけることに工夫をこらしている。その他、具体的人権問題を直面させ自らの生き方を考えさせるものが多い。その取り組みは現行の社会科の内容構成からみれば貴重な努力であり、それなりの成果をあげている。今後、さらにいっそう社会科の内容構成に踏み込んだ研究が必要とされている。

こうした問題から抜け出すためには、市民的（公民的）資質の育成という観点から地理・歴史の現行の指導内容を大胆に見直す時期にきていると思う。たとえ、縄文時代と弥生時代の違いを知らなくても、市民的資質の育成にとって植民地支配の実態を学ぶことが必要であるという、歴史学（地理学）の系統性から社会科の内容が自由になる必要がある。そうした社会科の内容構成が求められていると考える。すでに地理分野は、網羅的な地誌学習的から脱却し、重点化して地域的特色を理解させるようになってきている。Ⅳの異文化理解としての地理教育は地理分野の目標をとらえ直す一つの提言である。

④ 自治的活動と社会参加

上記のような知的認識の深化は①の問題の克服にとって、重要な土台とはなるが、それだけで解決するとも思われない。この調査で青少年がもっと具体的事例と結合した授業を望んでいるのも、知識ではなく生きた認識を求めていると解釈できよう。

今までの優れた教育実践が教えるように、自治的活動を通して生徒自らが人権の担い手となる必要がある。生徒の人権を制限（管理）して、人権意識を育てることはできないことはいうまでもない。

同時に、その自治的活動が社会に開かれたものになる必要がある。生徒の自治的活動という名の下に管理することもあり、それが規範的判断と状況依存的判断の分離の温床となると考えるからである。自治的活動が地域社会へ開くことによって、「学校的」なルールと市民社会的なルールと対話することが重要であると思う。生徒のいう自由・平等を学校社会を越えた社会のそれとつぎ合わせ、再考させていかねばならないと考える。

⑤ 考え続ける人権教育

この調査から明らかになったことは、人権教育はある学校段階で完結するものではないという当たり前の結論である。中学生と大学生の人権意識が異なってもそれは当然なことである。問題は、青少年が考え続ける人権教育であったかどうかである。各々の学校段階で人権について基本的な理解と判断力・態度を身につけつつも、人の成熟に応じて、人権意識が深化していくべきであると思う。人権教育は、「私」「個人」「市民」(公民)を統一していく自己形成過程そのものであろう。

VII. 人権に関する意識調査の質問紙

Q. 4 あなたは、自由ということばかりからどんなことを考えたり、イメージを思いうかべますか。

下記の中から最大2つまで選んでください。(アルファベットを○でかこんでください)

- a 他人から何もいわれないこと
- b ルールの中でふるまうこと
- c 自分らしさを大切にすること
- d 他人との関係よりも個人を中心に考えること
- e 個人だけでなく他人のことも考えること
- f 法律などによって国家が個人にできるだけ干渉しないほうがよい
- g みんなの幸せのためには、制限されることもあるもの

Q. 5 あなたは、平等ということばかりからどんなことを考えたり、イメージを思いうかべますか。

下記の中から最大2つまで選んでください。(アルファベットを○でかこんでください)

- a みんなが同じであること
- b それぞれの個人の能力が発揮できること
- c チャンスがみんなに同じように開かれていること
- d 社会的に弱い者を生み出さないこと
- e 各人の平等は、法律などの国の働きによって確保される
- f 平等は、各人の自由な競争のなかで確保される
- g みんなの幸せのためには、自分が不利になることもある

Q. 6 あなたは、今まで人権について考えさせられた場面や事柄は何ですか。特に考えさせられたものを下記の中から3つ選ぶとしたら、どれになりますか。あてはまるものに○をつけてください。

- a 身障者に配慮した施設や設備の有無
- b 在日外国人に対する扱い
- c 雇用問題等における男女の差異
- d 身近な環境をまもるための活動
- e 労働組合等による労働条件の改善を求める活動
- f 高齢者や社会的弱者に対する行政の対応
- g 国政選挙における一票の格差問題
- h 先進国と途上国の経済格差
- i 内申書等の個人情報が知ることができないとき
- j 日常生活の中で友達や大人からみんなと違う扱いを受けたとき

Q. 7 あなたは次にあげることばをどれくらい知っていますか。あなたの考えにもっとも近いところに○をつけてください。

	具体例を あげられる	ことばとして 知っている	よく知らない	聞いたことが ない
a 自由権	1	2	3	4
b 社会権	1	2	3	4
c プライバシーの権利	1	2	3	4
d 参政権	1	2	3	4
e 表現の自由	1	2	3	4
f 環境権	1	2	3	4
g 知る権利	1	2	3	4
h 自己決定権	1	2	3	4
i 子どもの権利条約	1	2	3	4
j 男女雇用機会均等法	1	2	3	4
k 渋染一揆	1	2	3	4
l 解放令（1871年）	1	2	3	4
m プランテーション農業	1	2	3	4
n 政府開発援助（ODA）	1	2	3	4

Q. 8 日本国憲法では「法の下での平等」を保障しています。次の事項は「法の下での平等」に反していると思いますか。あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。

	反して いる	どちらかといえば 反している	どちらとも いえない	あまり 反していない	反して いない
a 給料や昇格において男女に差があること	1	2	3	4	5
b 選挙区の有権者数によって一票の価値に 格差があること	1	2	3	4	5
c 学区の指定により、行きたい学校に進学 できないこと	1	2	3	4	5
d 在日外国人の参政権が認められていないこと	1	2	3	4	5
e 障害者が安心して移動できるよう設備や施設 （例えば、点字ブロックや車椅子用エレベーター） が備わっていないこと	1	2	3	4	5
f 勤続年数も同じで、同じ仕事なのに、能力に よって給料に差があること	1	2	3	4	5

g	会社等で自分の方が実績をあげているのに、年齢が若いために実績のない年長者よりも低い給料しかもらえないこと	1	2	3	4	5
h	アルバイトで学歴によって時給に差があること	1	2	3	4	5
i	学校によって、制服や髪形の規制がことなること	1	2	3	4	5
j	在日外国人子女には黙認されているピアスが日本人には禁止されること	1	2	3	4	5
k	自分の住んでいる町に、他の町のごみを処理する焼却場が作られること	1	2	3	4	5

Q. 9 日本国憲法では個人のさまざまな権利や自由を保障していますが、あなたはその権利が制限されていると思う時はどんなときですか。次の中からお考えに近いものに○をつけてください。

そう思う やや思う どちらとも あまり 思わない
いえなし 思わない

a	見ず知らずの会社等からダイレクトメールや電話による勧誘がしばしばある	1	2	3	4	5
b	進学にあたっての内申書等のように、自己に関する評価内容を知ることができないとき	1	2	3	4	5
c	事実とことなる不利なうわさをたてられたとき	1	2	3	4	5
d	無断で写真をとられたり、雑誌等に掲載された	1	2	3	4	5
e	自己の信じる宗教上の教えと反する学校行事に参加を求められたとき	1	2	3	4	5
f	政治家が靖国神社に参拝したり、地方公共団体(県・市・町等)が公共施設の建設に当たって、地鎮祭をおこなった	1	2	3	4	5
g	労働組合に加入に際して、上司から加入すると不利になると説得された	1	2	3	4	5
h	自分の容貌等を理由に就職できなかった	1	2	3	4	5
i	会社等で認められている休暇を自分の休みたい時にとったら、上司から非難された	1	2	3	4	5
j	大変忙しい時期であったが、結婚記念日のため残業を断ったら、まわりから非難された	1	2	3	4	5
k	自分の家の前が、ごみステーションになることに反対したら、まわりから非難された	1	2	3	4	5

Q. 10 つぎのようなケースの場合あなたはどのような立場や解決策を選ぶかお聞かせください。
下記の選択肢A群・B群の中から、あなたの気持ちに最も近いものをそれぞれ1つ選んで、○をつけてください。(アルファベットを○でかこんでください)

(1) あなたの住んでいる家が、道路建設のために立ち退きをせまられたとします。

A群

- a 道路建設がみんなの生活を便利にしたり、快適にするので、少しぐらいの不利益があっても我慢するであろう。
- b 道路の建設がたとえみんなのためになったとしても、自分が長く住んでいた家を移転させるのはいやなので、建設にできるだけ反対するであろう。
- c 道路建設を認めて、移転にあたっての保障が充分みとされるように努めるであろう。
- d 道路建設がほんとうにみんなのためになるか、考えて態度を決めるであろう。

B群

- a 地域の有力者にたのんでべんぎをはかってもらう。
- b 移転しなければならない人が何人いるか、数を考えて態度を決める。
- c たとえ一人でも、納得がいかなかったら納得いくまで交渉しようとする。
- d まわりの人からどう思われようとも、納得のいく移転条件を獲得する。
- e あまり、波風がたたないように解決する。

(2) あなたの職場で、出産して子どもができれば退職するという約束で入社した女性が、出産後も働き続けたいと希望し、退職をせまる会社と対立しています。

A群

- a その女性に会社とよく話し合っ、退職の条件をよくするようにすすめる。
- b 入社の際の約束があるので、退職すべきであると考え。
- c たとえ入社の際に上記のような約束をしたとしても、その約束は女性にたいする差別があるので、退職してはならないと励ます。
- d その人の人柄や働きを考えて判断する。

B群

- a 職場の他の人がどのように考えているかをよく聞いて、自分の態度を決める。
- b その会社に働く人の権利をまもってくれる労働組合等の組織がないときは、あきらめざるをえないと考える。
- c まわりの人を説得して、その人が勤務を継続できるように努める。
- d 交渉が長引き、やっかいな問題なので、できるかぎりかわらないようにする。

(3) あなたの住んでいる町で、近くに大手スーパーが進出することになり、町の商店街はスーパーの進出は、店の営業への妨害になると反対しています。

A群

- a スーパーにも営業の自由があるので、商店街が反対するのはおかしいと思う。
- b 長年、その地域で営業を続けてきた商店には自らの営業を守る権利があると思う。
- c 商店街の利害だけでなく、スーパーができることによる住民の便利さを考えると、商店街の反対は、利己的であると思う。
- d 現在は自由競争の時代なので、スーパーと商店街が競争していくことが望ましい。

B群

- a スーパーと商店街が共存できるように、お互いが譲りあって解決すべきではないか。
- b 自分に必要な物は、地元の商店街やスーパーで購入するわけではないので、両者の対立には関心がない。
- c 地域のことに関しては、その地域の有力者たちによって調整していくのがよいと思う。
- d たとえ長くかかっても、当事者がそれぞれの主張を述べ合い、解決していくべきである。

- (4) 日本へ木材を輸出している国が、環境保護の観点から木材の伐採に厳しい条件をつけたため、日本国内で木材の値段が上がり、あちこちで木材不足に陥ることになった。

A群

- a それぞれの国は自国の資源を自国のために活用する権利があるので、木材輸出を規制したその国の立場は当然であると考ええる。
- b 世界の経済は相互依存の関係にあるので、一方的に木材輸出を規制するのはおかしい。
- c 正当な値段での取引であり、しかもその国の林業関係者も日本との取引を希望しているのに、その国の政府が規制するのはおかしいと考える。
- d 世界の緑の保全という視点から、たとえ日本が不便になっても、その国の政府の選択は正しいと考える。

B群

- a 自分は木材を利用しているわけではないので、どちらでもよい。
- b 両国の政府間でよく話し合って解決してほしい。
- c 日本は木材の輸入にたよらず、たとえコストがかかっても、自国の木材を使用すべきである。
- d 他の林業資源に恵まれた国を探し、その国の木材を輸入できるようにする。

- (5) あなたのクラスである特定の人が、いじめにあっているとしたら、あなたはどうしますか。

A群

- a その子があまり好きではないので、傍観ないしはいじめる側にまわるかもしれない。
- b 多数で特定の子をいじめるのはよくないと考え、いじめる子どもを制止する働きをする。
- c 自分がいじめられるのがこわいから、知らなかったことにするかもしれない。
- d いじめられている子と友だちになり、その子を励ますようにする。

B群

- a いまの自分には熱中していることがあるので、他人にかかわっておれないと考えるだろう。
- b 自分が出ていなくても、この問題を解決するのにもっと適切な人がいるであろうと考える。
- c 先生や親に相談する。
- d クラスの他の人たちがどうするかみてから、自分の態度を決める。

Q. 11 いままであなたが人権について学んだ学校の授業はどのような授業でしたか。はい・いいえで教えてください。(数字を○でかこってください)

	はい	いいえ	どちらでもない
a 先生中心の講義形式のものであった	1	2	3
b クラスで話し合いをよくやった	1	2	3
c 教科書中心であった	1	2	3
d 新聞・VTR・参考書など教科書以外の教材をよく用いた	1	2	3
e 人権に関する事例がよく用いられた	1	2	3
f 憲法の条文や政治の仕組みを理解するものであった	1	2	3
g 日常的な出来事を人権とむすびつけよく話し合いを行った	1	2	3
h 地理・公民・歴史の各分野や、現代社会・政治経済ばかりか、 日本史・世界史等の科目でも人権について必ず教えられた	1	2	3
i 社会科だけでなく、国語や家庭科など関係する教科でも学んだ	1	2	3
j ゲームやロール・プレイ等を通して、身近な問題として学んだ	1	2	3
k 高齢者や身障者施設など、社会的に弱い立場の人との交流を しばしばおこなった	1	2	3
l 課外活動で、ボランティア活動に参加を勧められた	1	2	3

Q. 12 あなたが人権について学んだことで、強く印象に残っていることがありましたら、具体的に書いてください。

Q. 13 人権について深く考えたり・人権を大切にできるようになるために、あなたは特にどんな教育が必要だと思いますか。下記の中から最大5つまで選んで、○をつけてください。

- a 歴史学習を通して、人権が確立してくる過程を学ぶこと
- b 憲法の条文を理解すること
- c 具体的事例を通して、人権について学ぶこと

- d 文学作品などを通して、人間の尊厳について学ぶこと
- e 理科の学習を通して、生き物に対する愛着を学ぶこと
- f 道徳を通して、他人の権利について学ぶこと
- g 社会的に弱い立場にある人々と日常的に交流すること
- h ゲームやロール・プレイを通して、差別や偏見のこわさを体験すること
- i 自分の意見を述べたり、他人の意見を聞く能力を育成すること
- j 自分自身も当事者であるという、主体的姿勢をもつこと
- k 他人のことよりも、自分がやりたいことを明確にすること
- l その他

Q. 14 あなたは、あなたが努力すれば自分の希望を実現できるものだと考えるほうですか。

下記の中から、一つ選んでください。

- a どちらかといえば、そう思う
- b どちらかといえば、そう思わない
- c どちらともいえない
- d わからない

Q. 15 あなたは、他人がどう思おうとも、あなたなりの意見・考え方・感じ方等を大切に、それを表現するほうですか。下記の中から、一つ選んでください。

- a どちらかといえば、自分を大切にするほうである
- b どちらかといえば、他人を気にするほうである
- c どちらともいえない
- d わからない

この調査にご意見があったら、なんでもよいですから自由に書いてください。

調査はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

VIII. 人権に関する意識調査集計表

Ⅷ. 人権に関する意識調査集計表

中学生に関するデータ集計 (355人)

Q 1

Q 1 a	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 1 b	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	14	3.94%	15.49%	1	22	6.20%	22.82%
2	41	11.55%		2	59	16.62%	
3	122	34.37%		3	115	32.39%	
4	108	30.42%		4	93	26.20%	
5	69	19.44%	49.86%	5	64	18.03%	44.23%
0 (無記入)	1	0.28%		0 (無記入)	1	0.28%	
Q 1 c	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 1 d	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	80	22.54%	52.96%	1	31	8.73%	23.38%
2	108	30.42%		2	52	14.65%	
3	103	29.01%		3	134	37.75%	
4	39	10.99%		4	85	23.94%	
5	21	5.92%	16.90%	5	50	14.08%	38.03%
0 (無記入)	4	1.13%		0 (無記入)	3	0.85%	
Q 1 e	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 1 f	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	96	27.04%	51.83%	1	102	28.73%	59.15%
2	88	24.79%		2	108	30.42%	
3	112	31.55%		3	96	27.04%	
4	35	9.86%		4	31	8.73%	
5	21	5.92%	15.77%	5	15	4.23%	12.96%
0 (無記入)	3	0.85%		0 (無記入)	1	0.28%	
Q 1 g	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 1 h	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	86	24.23%	46.76%	1	54	15.21%	38.87%
2	80	22.54%		2	84	23.66%	
3	104	29.30%		3	150	42.25%	
4	49	13.80%		4	42	11.83%	
5	33	9.30%	23.10%	5	18	5.07%	16.90%
0 (無記入)	3	0.85%		0 (無記入)	6	1.69%	
Q 1 i	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 1 j	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	18	5.07%	13.52%	1	57	16.06%	44.23%
2	30	8.45%		2	100	28.17%	
3	97	27.32%		3	133	37.46%	
4	92	25.92%		4	38	10.70%	
5	115	32.39%	58.31%	5	25	7.04%	17.75%
0 (無記入)	3	0.85%		0 (無記入)	2	0.56%	
Q 1 k	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 1 l	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	83	23.38%	50.99%	1	38	10.70%	33.24%
2	98	27.61%		2	80	22.54%	
3	119	33.52%		3	154	43.38%	
4	29	8.17%		4	54	15.21%	
5	24	6.76%	14.93%	5	26	7.32%	22.54%
0 (無記入)	2	0.56%		0 (無記入)	3	0.85%	
Q 1 m	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5				
1	233	65.63%	83.38%				
2	63	17.75%					
3	43	12.11%					
4	6	1.69%					
5	9	2.54%	4.23%				
0 (無記入)	1	0.28%					

Q 2-1

	a	b	c	d	e	f	g	h	i
総計	276	148	35	215	59	199	59	124	6
全体比	77.75%	41.69%	9.86%	60.56%	16.62%	56.06%	16.62%	34.93%	1.69%

Q 2-2 (1)

Q 2	a	ab	abcd	abcde	abcdef	abcdefg	abcdefgh	abcdeh	abcdf
集計	27	6	2	2	3	1	2	1	4
全体比	7.61%	1.69%	0.56%	0.56%	0.85%	0.28%	0.56%	0.28%	1.13%

abdefh	abdeh	abdf	abdfg	abdfgh	abdfgi	abdfh	abdfhi (ドラマ)	abdgh
2	2	22	1	7	1	11	1	1
0.56%	0.56%	6.20%	0.28%	1.97%	0.28%	3.10%	0.28%	0.28%

agh	abh	acde	acdefg	ad	ade	adef	adefgh	adeg	adeh
1	1	1	1	17	3	2	1	1	1
0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	4.79%	0.85%	0.56%	0.28%	0.28%	0.28%

Q 2-2 (2)

Q 2	aef	aefg	aefh	af	afg	afgh	afh	ag	agh
集計	5	1	2	16	5	2	14	3	2
全体比	1.41%	0.28%	0.56%	4.51%	1.41%	0.56%	3.94%	0.85%	0.56%

bdg	bdh	be	bef	bf	bfh	bh	c	cde
1	1	1	1	1	1	2	1	1
0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.56%	0.28%	0.28%

e	ef	efh	eh	f	fg	fh	h	ii (しらない)
1	2	1	1	2	1	3	2	1
0.28%	0.56%	0.28%	0.28%	0.56%	0.28%	0.85%	0.56%	0.28%

Q 3

Q 3	集計	全体比
公民	141	39.72%
社会	130	36.62%
歴史	58	16.34%
道徳	42	11.83%
地理	15	4.23%
学活	14	3.94%
国語	10	2.82%
英語	4	1.13%
保健体育	2	0.56%
朝自習	1	0.28%

Q 4-1

	a	b	c	d	e	f	g
総計	129	67	194	29	66	25	115
全体比	36.34%	18.87%	54.65%	8.17%	18.59%	7.04%	32.39%

Q 4-2

Q 4	a	ab	abc	ac	acg
集計	28	7	2	41	1
全体比	7.89%	1.97%	0.56%	11.55%	0.28%

cd	ce	cf	cg	d	de
4	31	8	50	1	1
1.13%	8.73%	2.25%	14.08%	0.28%	0.28%

abcdfgh	abcdfh	abcdg	abcdgh	abcdh	abcfg	abd	abde	abdef	abdefgh
2	1	1	1	3	1	10	2	2	2
0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.85%	0.28%	2.82%	0.56%	0.56%	0.56%

abdh	abdi (塾)	abe	abefgh	abefh	abeh	abf	abfg	abfgh	abfh
4	1	1	1	2	1	2	3	1	5
1.13%	0.28%	0.28%	0.28%	0.56%	0.28%	0.56%	0.85%	0.28%	1.41%

adf	adfg	adfgh	adfh	adg	adh
17	4	4	17	4	3
4.79%	1.13%	1.13%	4.79%	1.13%	0.85%

ah	b	bcd	bcde	bd	bdef	bdeh	bdf	bdfg	bdfh
5	2	3	1	5	2	2	4	1	2
1.41%	0.56%	0.85%	0.28%	1.41%	0.56%	0.56%	1.13%	0.28%	0.56%

cdfh	cg	ch	d	de	def	df	dfh	dg	dh
1	1	1	12	1	3	3	1	1	2
0.28%	0.28%	0.28%	3.38%	0.28%	0.85%	0.85%	0.28%	0.28%	0.56%

i (弁論など)	x
1	3
0.28%	0.85%

ad	ae	af	ag	b	bc	bd	be	bg	c
17	8	10	15	7	22	2	9	18	36
4.79%	2.25%	2.82%	4.23%	1.97%	6.20%	0.56%	2.54%	5.07%	10.14%

d g	e	ef	eg	f	fg	g	x(無記入)
4	2	1	14	1	3	11	1
1.13%	0.56%	0.28%	3.94%	0.28%	0.85%	3.10%	0.28%

Q5-1

	a	b	c	d	e	f	g
総計	226	66	137	144	13	19	25
全体比	63.66%	18.59%	38.59%	40.56%	3.66%	5.35%	7.04%

Q 5-2

Q 5	a	a b	a b c d	a b d	a c	a c d	a c d g	a c g	a d
集 計	48	6	1	2	67	2	1	2	75
全 体 比	13.52%	1.69%	0.28%	0.56%	18.87%	0.56%	0.28%	0.56%	21.13%

c	c d	c e	c f	c g	d	d e	d f	d g	e
9	23	1	5	1	16	2	4	5	1
2.54%	6.48%	0.28%	1.41%	0.28%	4.51%	0.56%	1.13%	1.41%	0.28%

Q 6-1

	a	b	c	d	e	f	g	h	i
総 計	215	144	131	47	21	176	16	42	42
全 体 比	60.56%	40.56%	36.90%	13.24%	5.92%	49.58%	4.51%	11.83%	11.83%

Q 6-2

Q 6	a	a b c	a b c d i j	a b d	a b e	a b e f	a b f	a b g	a b h
集 計	3	12	1	4	2	1	28	1	5
全 体 比	0.85%	3.38%	0.28%	1.13%	0.56%	0.28%	7.89%	0.28%	1.41%

a d e	a d f	a d g	a d h	a d j	a e f	a e g	a e j	a f	a f h
1	5	1	2	4	2	1	1	2	9
0.28%	1.41%	0.28%	0.56%	1.13%	0.56%	0.28%	0.28%	0.56%	2.54%

b c f	b c g	b c h	b c i	b c j	b d f	b d h	b d i	b d j	b e g
11	1	3	2	14	2	2	2	1	1
3.10%	0.28%	0.85%	0.56%	3.94%	0.56%	0.56%	0.56%	0.28%	0.28%

c e f	c e g	c f i	c f j	c h i	c h j	c i j	d	d e	d e f
1	2	1	9	1	3	6	1	1	1
0.28%	0.56%	0.28%	2.54%	0.28%	0.85%	1.69%	0.28%	0.28%	0.28%

f h	f h j	f i j	f j	g h j	h i j	h j	i j	j	x(無記入)
1	1	3	1	1	2	1	2	3	10
0.85%	0.28%	0.28%	0.56%	0.28%	0.56%	0.85%	2.82%	0.23%	2.82%

a e	a e f	a f	a g	b	b c	b c f	b d	b f	b g
7	1	5	10	14	24	1	13	1	4
1.97%	0.28%	1.41%	2.82%	3.94%	6.76%	0.28%	3.66%	0.28%	1.13%

e f	f g	g	x(無記入)
1	1	1	1
0.28%	0.28%	0.28%	0.28%

j
164
46.20%

a b j	a c	a c d	a c e	a c f	a c g	a c h	a c i	a c j	a d
22	1	4	1	25	1	3	6	13	1
6.20%	0.28%	1.13%	0.28%	7.04%	0.28%	0.85%	1.69%	3.66%	0.28%

a f i	a f j	a g j	a h	a h i	a h j	a i j	a j	b	b c d
5	35	1	1	2	3	3	3	2	2
1.41%	9.86%	0.28%	0.28%	0.56%	0.85%	0.85%	0.85%	0.56%	0.56%

b e i	b f	b f h	b f i	b f j	b h j	b i j	c	c d f	c d j
1	1	1	2	17	1	2	2	4	2
0.28%	0.28%	0.28%	0.56%	4.79%	0.28%	0.56%	0.56%	1.13%	0.56%

d e i	d e j	d f	d f j	d g j	e f j	e g	e g j	f	f g j
1	1	1	2	1	1	1	1	1	3
0.28%	0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.85%	0.28%	0.28%

Q 7

Q 7 a	集 計	全 体 比	Q 7 b	集 計	全 体 比	Q 7 c	集 計	全 体 比
1	120	33.80%	1	106	29.86%	1	202	56.90%
2	181	50.99%	2	169	47.61%	2	121	34.08%
3	44	12.39%	3	63	17.75%	3	22	6.20%
4	9	2.54%	4	15	4.23%	4	9	2.54%
0(無記入)	0	0.00%	0(無記入)	0	0.00%	0(無記入)	0	0.00%
Q 7 d	集 計	全 体 比	Q 7 e	集 計	全 体 比	Q 7 f	集 計	全 体 比
1	121	34.08%	1	120	33.80%	1	120	33.80%
2	126	35.49%	2	127	35.77%	2	139	39.15%
3	54	15.21%	3	76	21.41%	3	60	16.90%
4	51	14.37%	4	29	8.17%	4	35	9.86%
0(無記入)	0	0.00%	0(無記入)	2	0.56%	0(無記入)	0	0.00%
Q 7 g	集 計	全 体 比	Q 7 h	集 計	全 体 比	Q 7 i	集 計	全 体 比
1	168	47.32%	1	25	7.04%	1	51	14.37%
2	118	33.24%	2	103	29.01%	2	139	39.15%
3	43	12.11%	3	138	38.87%	3	92	25.92%
4	22	6.20%	4	80	22.54%	4	70	19.72%
0(無記入)	0	0.00%	0(無記入)	5	1.41%	0(無記入)	1	0.28%
Q 7 j	集 計	全 体 比	Q 7 k	集 計	全 体 比	Q 7 l	集 計	全 体 比
1	76	21.41%	1	30	8.45%	1	75	21.13%
2	113	31.83%	2	114	32.11%	2	154	43.38%
3	74	20.85%	3	96	27.04%	3	87	24.51%
4	86	24.23%	4	111	31.27%	4	37	10.42%
0(無記入)	0	0.00%	0(無記入)	2	0.56%	0(無記入)	1	0.28%
Q 7 m	集 計	全 体 比	Q 7 n	集 計	全 体 比			
1	60	16.90%	1	34	9.58%			
2	116	32.68%	2	120	33.80%			
3	85	23.94%	3	101	28.45%			
4	88	24.79%	4	98	27.61%			
0(無記入)	4	1.13%	0(無記入)	1	0.28%			

Q 8

Q 8 a	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 b	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	172	48.45%	78.31%	1	53	14.93%	34.37%
2	106	29.86%		2	69	19.44%	
3	46	12.96%		3	183	51.55%	
4	16	4.51%		4	24	6.76%	
5	13	3.66%	8.17%	5	25	7.04%	13.80%
0 (無記入)	1	0.28%		0 (無記入)	1	0.28%	
Q 8 c	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 d	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	103	29.01%	54.37%	1	95	26.76%	52.39%
2	90	25.35%		2	91	25.63%	
3	96	25.35%		3	120	33.80%	
4	38	27.04%		4	24	6.76%	
5	26	10.70%	37.75%	5	23	6.48%	13.24%
0 (無記入)	1	0.28%		0 (無記入)	1	0.28%	
Q 8 e	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 f	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	154	43.38%	67.89%	1	85	23.94%	42.25%
2	87	24.51%		2	65	18.31%	
3	81	22.82%		3	87	24.51%	
4	13	3.66%		4	59	16.62%	
5	18	5.07%	8.73%	5	57	16.06%	32.68%
0 (無記入)	1	0.28%		0 (無記入)	1	0.28%	
Q 8 g	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 h	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	153	43.10%	72.11%	1	149	41.97%	67.04%
2	103	29.01%		2	89	25.07%	
3	60	16.90%		3	65	18.31%	
4	18	5.07%		4	31	8.73%	
5	18	5.07%	10.14%	5	18	5.07%	13.80%
0 (無記入)	1	0.28%		0 (無記入)	2	0.56%	
Q 8 i	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 j	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	101	28.45%	44.51%	1	98	27.61%	46.20%
2	57	16.06%		2	66	18.59%	
3	108	30.42%		3	114	32.11%	
4	44	12.39%		4	31	8.73%	
5	41	11.55%	23.94%	5	44	12.39%	21.13%
0 (無記入)	3	0.85%		0 (無記入)	1	0.28%	
Q 8 k	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5				
1	111	31.27%	50.70%				
2	69	19.44%					
3	126	35.49%					
4	20	5.63%					
5	27	7.61%	13.24%				
0 (無記入)	1	0.28%					

Q 9

Q 9 a	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 b	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	103	29.01%	54.65%	1	84	23.66%	58.87%
2	91	25.63%		2	125	35.21%	
3	110	30.99%		3	106	29.86%	
4	26	7.32%		4	25	7.04%	
5	24	6.76%	14.08%	5	14	3.94%	10.99%
0 (無記入)	0	0.00%		0 (無記入)	0	0.00%	
Q 9 c	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 d	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	159	44.79%	69.30%	1	171	48.17%	68.45%
2	87	24.51%		2	72	20.28%	
3	73	20.56%		3	60	16.90%	
4	16	4.51%		4	19	5.35%	
5	19	5.35%	9.86%	5	30	8.45%	13.80%
0 (無記入)	0	0.00%		0 (無記入)	3	0.85%	
Q 9 e	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 f	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	70	19.72%	40.28%	1	27	7.61%	18.87%
2	73	20.56%		2	40	11.27%	
3	160	45.07%		3	220	61.97%	
4	22	6.20%		4	37	10.42%	
5	25	7.04%	13.24%	5	28	7.89%	18.31%
0 (無記入)	5	1.41%		0 (無記入)	3	0.85%	
Q 9 g	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 h	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	64	18.03%	40.28%	1	153	43.10%	64.23%
2	79	22.25%		2	75	21.13%	
3	176	49.58%		3	93	26.20%	
4	20	5.63%		4	11	3.10%	
5	15	4.23%	9.86%	5	21	5.92%	9.01%
0 (無記入)	1	0.28%		0 (無記入)	2	0.56%	
Q 9 i	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 j	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	148	41.69%	63.94%	1	125	35.21%	58.59%
2	79	22.25%		2	83	23.38%	
3	75	21.13%		3	89	25.07%	
4	23	6.48%		4	29	8.17%	
5	26	7.32%	13.80%	5	28	7.89%	16.06%
0 (無記入)	4	1.13%		0 (無記入)	1	0.28%	
Q 9 k	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5				
1	175	49.30%	67.89%				
2	66	18.59%					
3	71	20.00%					
4	11	3.10%					
5	31	8.73%	11.83%				
0 (無記入)	1	0.28%					

Q10

	Q10 (1) A-B	Q10 (2) A-B	Q10 (3) A-B	Q10 (4) A-B	Q10 (5) A-B
a - a	5 (1.41%)	25 (7.04%)	48 (13.52%)	8 (2.25%)	15 (4.23%)
a - b	2 (0.56%)	10 (2.82%)	2 (0.56%)	64 (18.03%)	21 (5.92%)
a - c	11 (3.10%)	12 (3.38%)	8 (2.25%)	11 (3.10%)	9 (2.54%)
a - d	4 (1.13%)	6 (1.69%)	15 (4.23%)	20 (5.63%)	28 (7.89%)
a - e	5 (1.41%)				
b - a	10 (2.82%)	26 (7.32%)	45 (12.68%)	9 (2.54%)	6 (1.69%)
b - b	11 (3.10%)	31 (8.73%)	11 (3.10%)	36 (10.14%)	12 (3.38%)
b - c	31 (8.73%)	9 (2.54%)	13 (3.66%)	3 (0.85%)	55 (15.49%)
b - d	21 (5.92%)	20 (5.63%)	51 (14.7%)	12 (3.38%)	21 (5.92%)
b - e	10 (2.82%)				
c - a	9 (2.54%)	13 (3.66%)	37 (10.42%)	5 (1.41%)	12 (2.38%)
c - b	5 (1.41%)	10 (2.82%)	4 (1.13%)	26 (7.32%)	35 (9.86%)
c - c	19 (5.35%)	53 (14.93%)	4 (1.13%)	6 (1.69%)	18 (5.07%)
c - d	51 (14.7%)	6 (1.69%)	15 (4.23%)	14 (3.93%)	43 (12.11%)
c - e	30 (8.45%)				
d - a	8 (2.25%)	48 (13.52%)	40 (11.28%)	3 (0.85%)	0
d - b	9 (2.54%)	14 (3.93%)	8 (2.25%)	70 (19.72%)	8 (2.25%)
d - c	51 (14.7%)	38 (10.70%)	8 (2.25%)	19 (5.35%)	37 (10.42%)
d - d	25 (7.04%)	15 (4.23%)	25 (7.04%)	26 (7.32%)	11 (3.10%)
d - e	26 (7.32%)				

Q13-1

	a	b	c	d	e	f	g	h	i
総計	94	75	227	101	53	212	101	81	195
全体比	26.48%	21.13%	63.94%	28.45%	14.93%	59.72%	28.45%	22.82%	54.93%

Q13-2

Q 13	a	abc	abcde	abcdefghijkl	abcdf	abcdi	abcf	abcfg
集計	2	1	3		1	1	1	1
全体比	0.56%	0.28%	0.85%		0.28%	0.28%	0.28%	0.28%

acacdeg	acdfh	acdfi	acdgi	acdgl	acdhj	acdi	ace	acefi
1	1	2	3	1	1	3	1	2
0.28%	0.28%	0.56%	0.85%	0.28%	0.28%	0.85%	0.28%	0.56%

acfhj	acfhk	acfi	acfi	acfik	acfl	acgik	acgil	achik	aci
2	1	2	5	1	1	1	1	1	2
0.56%	0.28%	0.56%	1.41%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.56%

adfi	aefgi	aefi	af	afil	ag	agi	agk	ah	ahk
2	1	1	1	1	2	1	1	1	1
0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%

befij	beg	begij	begik	begj	bchi	bchj	bchjk	bci	bcj
4	1	2	1	1	1	1	1	2	1
1.13%	0.28%	0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.56%	0.28%

beij	bfij	bfhi	bfhjk	bfj	bfij	bfijk	bgij	bh	bhij
1	2	1	1	1	1	3	1	1	1
0.28%	0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.85%	0.28%	0.28%	0.28%

Q11

Q 11 a	集 計	全 体 比	Q 11 b	集 計	全 体 比	Q 11 c	集 計	全 体 比
1	134	37.75%	1	93	26.20%	1	160	45.07%
2	80	22.54%	2	153	43.10%	2	79	22.25%
3	134	37.75%	3	103	29.01%	3	109	30.70%
0 (無記入)	7	1.97%	0 (無記入)	6	1.69%	0 (無記入)	7	1.97%
Q 11 d	集 計	全 体 比	Q 11 e	集 計	全 体 比	Q 11 f	集 計	全 体 比
1	98	27.61%	1	148	41.69%	1	115	32.39%
2	117	32.96%	2	68	19.15%	2	83	23.38%
3	133	37.46%	3	131	36.90%	3	148	41.69%
0 (無記入)	6	1.69%	0 (無記入)	7	1.97%	0 (無記入)	9	2.54%
Q 11 g	集 計	全 体 比	Q 11 h	集 計	全 体 比	Q 11 i	集 計	全 体 比
1	111	31.27%	1	86	24.23%	1	77	21.69%
2	106	29.86%	2	110	30.99%	2	157	44.23%
3	129	36.34%	3	152	42.82%	3	114	32.11%
0 (無記入)	9	2.54%	0 (無記入)	5	1.41%	0 (無記入)	7	1.97%
Q 11 j	集 計	全 体 比	Q 11 k	集 計	全 体 比	Q 11 l	集 計	全 体 比
1	36	10.14%	1	59	16.62%	1	43	12.11%
2	223	62.82%	2	193	54.37%	2	201	56.62%
3	89	25.07%	3	94	26.48%	3	102	28.73%
0 (無記入)	7	1.97%	0 (無記入)	9	2.54%	0 (無記入)	9	2.54%

j	k	l
129	44	18
36.34%	12.39%	5.07%

abcfi	abchk	abcij	abdfg	abdgi	abf	abfgi	abfhi	abfi	abgjk
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%
acegi	acehk	aceik	acf	acfg	acfgh	acfgi	acfgj	acfh	acfhi
2	1	1	1	1	1	3	1	2	1
0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.85%	0.28%	0.56%	0.28%
acil	acj	ade	adefj	adeg	adehi	adeij	adfgi	adfgj	adfhi
1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.56%
ai	al	b	bc	bc	bcd fj	bcf	bcf gi	bcf hi	bcf i
1	1	3	2	2	1	1	1	1	1
0.28%	0.28%	0.85%	0.56%	0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%
bde	bdf gi	bdf gj	bdf hk	bdf ij	bdg ij	bdg ik	bdj	beg j	beh k
1	1	2	1	1	1	1	2	1	2
0.28%	0.28%	0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.56%	0.28%	0.56%
bi	bj	c	ci	cd	cdef i	cdf	cdf g	cdf gh	cdf gi
1	1	3	1	1	1	2	1	2	4
0.28%	0.28%	0.85%	0.28%	0.28%	0.28%	0.56%	0.28%	0.56%	1.13%

Q13-2

c d f g k	c d f h	c d f h i	c d f h k	c d f i	c d f i j	c d f i l	c d f j k	c d f k	c d g h i
1	1	2	2	1	7	2	1	2	1
0.28%	0.28%	0.56%	0.56%	0.28%	1.97%	0.56%	0.28%	0.56%	0.28%
c e f h i	c e f i j	c e g	c e g h i	c e g h k	c e h	c e i k	c f	c f g	c f g h i
1	3	1	1	1	1	1	11	1	2
0.28%	0.85%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	3.10%	0.28%	0.56%
c f h i j	c f h j	c f h j l	c f h k	c f h l	c f i	c f i j	c f i j k	c f i j l	c f j
1	1	1	1	1	8	9	1	1	8
0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	2.25%	2.54%	0.28%	0.28%	2.25%
d e f g i	d e g h i	d e h	d e h i j	d e k l	d f	d f g	d f g h	d f g i	d f h i j
2	1	1	1	1	1	1	1	1	2
0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.56%
e h	e i	f	f g	f g h i j	f g i	f g i j	f g j	f h j	f h i j
1	1	1	1	1	3	1	2	1	1
0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.85%	0.28%	0.56%	0.28%	0.28%
1	x (無記入)								
1	9								
0.28%	2.54%								

Q14

Q 14	a	b	c	d	x (無記入)
集 計	221	42	55	34	3
全体比	62.25%	11.83%	15.49%	9.58%	0.85%

c d g i	c d g i j	c d i	c d i j k	c d i j l	c d i l	c e f g	c e f g h	c e f g i	c e f g j
1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
0.28%	0.28%	0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%
c f g h j	c f g h k	c f g i	c f g i j	c f g i j	c f g j	c f h	c f h i	c f h i j	c f h i j
1	1	5	6	1	2	1	2	4	1
0.28%	0.28%	1.41%	1.69%	0.28%	0.56%	0.28%	0.56%	1.13%	0.28%
c f j i	c f j l	c g i	c h	c h k	c i	c i j	c j k	d	d e f
1	1	1	2	1	4	4	2	1	1
0.28%	0.28%	0.28%	0.56%	0.28%	1.13%	1.13%	0.56%	0.28%	0.28%
d f i j k	d g h i j	d g i	d g i k	d h k	e	e f h k	e f i j	e g	e g i
2	1	1	1	2	1	1	1	1	2
0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.56%	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%	0.56%
f i	f i j	f j l	g j	h	h i j	i	i j	j	k
3	1	1	1	2	1	3	1	1	1
0.85%	0.28%	0.28%	0.28%	0.56%	0.28%	0.85%	0.28%	0.28%	0.28%

Q15

Q 15	a	b	c	d	x (無記入)
集 計	100	101	120	31	2
全 体 比	28.17%	28.45%	33.80%	8.73%	0.56%

高校生に関する単純集計 (293人)

Q1

Q1 a	集計	全体比	l+2or4+5	Q1 b	集計	全体比	l+2or4+5	Q1 c	集計	全体比	l+2or4+5
1	20	6.85%	17.12%	1	24	8.22%	21.23%	1	66	22.60%	54.45%
2	30	10.27%		2	38	13.01%		2	93	31.85%	
3	118	40.41%		3	128	43.84%		3	77	26.37%	
4	72	24.66%		4	57	19.52%		4	32	10.96%	
5	51	17.47%	42.12%	5	44	15.07%	34.59%	5	25	8.56%	19.52%
0 (無記入)	1	0.34%		0 (無記入)	1	0.34%		0 (無記入)	0	0.00%	
Q1 d	集計	全体比	l+2or4+5	Q1 e	集計	全体比	l+2or4+5	Q1 f	集計	全体比	l+2or4+5
1	31	10.62%	31.16%	1	70	23.97%	47.26%	1	99	33.90%	66.44%
2	60	20.55%		2	68	23.29%		2	95	32.53%	
3	100	34.25%		3	98	33.56%		3	60	20.55%	
4	59	20.21%		4	34	11.64%		4	17	5.82%	
5	38	13.01%	33.22%	5	18	6.16%	17.81%	5	15	5.14%	10.96%
0 (無記入)	4	1.37%		0 (無記入)	4	1.37%		0 (無記入)	6	2.05%	
Q1 g	集計	全体比	l+2or4+5	Q1 h	集計	全体比	l+2or4+5	Q1 i	集計	全体比	l+2or4+5
1	59	20.21%	42.12%	1	32	10.96%	34.25%	1	14	4.79%	11.30%
2	64	21.92%		2	68	23.29%		2	19	6.51%	
3	80	27.40%		3	125	42.81%		3	94	32.19%	
4	52	17.81%		4	35	11.99%		4	86	29.45%	
5	31	10.62%	28.42%	5	27	9.25%	21.23%	5	77	26.37%	55.82%
0 (無記入)	5	1.71%		0 (無記入)	5	1.71%		0 (無記入)	2	0.68%	
Q1 j	集計	全体比	l+2or4+5	Q1 k	集計	全体比	l+2or4+5	Q1 l	集計	全体比	l+2or4+5
1	65	22.26%	51.03%	1	62	21.23%	47.95%	1	30	10.27%	34.59%
2	84	28.77%		2	78	26.71%		2	71	24.32%	
3	64	21.92%		3	88	30.14%		3	135	46.23%	
4	25	8.56%		4	40	13.70%		4	34	11.64%	
5	19	6.51%	15.07%	5	20	6.85%	20.55%	5	18	6.16%	17.81%
0 (無記入)	5	1.71%		0 (無記入)	3	1.03%		0 (無記入)	4	1.37%	
Q1 m	集計	全体比	l+2or4+5								
1	184	63.01%	81.16%								
2	53	18.15%									
3	35	11.99%									
4	8	2.74%									
5	8	2.74%	5.48%								
0 (無記入)	3	1.03%									

Q2-2

Q2	a	ab	abc	abcd	abcde	abcdefg	abcdefgh	abcdefghi (映画)	
集計	20	5	1	1	1	1	2	1	
全体比	6.85%	1.71%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.68%	0.34%	
abceg	abcfgh	abcfh	abd	abde	abdef	abdefgh	abdeg	abdf	abdfg
1	1	1	13	1	1	1	1	8	1
0.34%	0.34%	0.34%	4.45%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	2.74%	0.34%
abefgh	abf	abfg	abfg	abfh	abfi (人権についてというビデオ)		abg	abh	
2	4	2	1	4		1	2	1	
0.68%	1.37%	0.68%	0.34%	1.37%		0.34%	0.68%	0.34%	
adf	adh	adi(映画)	ae	aef	aefh	af	afg	afgh	afh
9	6	1	1	1	1	20	3	3	4
3.08%	2.05%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	6.85%	1.03%	1.03%	1.37%
bd	bde	bdf	bdfh	bdg	bdgh	bdh	bdi	bdi (自分で色々(マ	
8	1	3	1	1	1	4	1		
2.74%	0.34%	1.03%	0.34%	0.34%	0.34%	1.37%	0.34%		
deg	deg	deh	df	df	dfh	dh	f	h	i (演劇や
1	1	1	4	1	3	3	1	1	
0.34%	0.34%	0.34%	1.37%	0.34%	1.03%	1.03%	0.34%	0.34%	

Q 2-1

	a	b	c	d	e	f	g	h	i
総計	218	142	34	184	30	140	52	103	13
全体比	74.66%	48.63%	11.64%	63.01%	10.27%	47.95%	17.81%	35.27%	4.45%

Q 3

Q 3	集 計	全体比
社 会	95	32.53%
現代社会	43	14.73%
公 民	38	13.01%
道 徳	27	9.25%
国 語	10	3.42%
ホームルーム	7	2.40%
倫 理	7	2.40%
学 活	5	1.71%
歴 史	5	1.71%
英 語	4	1.37%
家庭科	3	1.03%
地 理	2	0.68%
日本史	2	0.68%
学年授業	1	0.34%
現代文	1	0.34%
世界史	1	0.34%
特 活	1	0.34%
特別授業	1	0.34%

abcdefh	abcd f	abcd fgh	abcd fghi (外間先生の授業)	abcdfh	abcdg	abcdhi(テレビドラマ)
1	2	2	1	1	1	1
0.34%	0.68%	0.68%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%

abdfgh	abdfh	abdfi	abd g	abdgh	abdh	abdi(中学の先生との話し合い)	abef
6	19	1	3	2	7	1	1
2.05%	6.51%	0.34%	1.03%	0.68%	2.40%	0.34%	0.34%

acdef	acdf	acdfg	acfh	ad	ade	adefgh	adefh	adf	ad fgh
1	1	1	1	14	2	2	1	8	2
0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	4.79%	0.68%	0.68%	0.34%	2.74%	0.68%

ag	ah	ai (知らないうちで)	b	bc	bcd	bcd f h	bcdh	bce
5	3	1	3	2	2	1	1	1
1.71%	1.03%	0.34%	1.03%	0.68%	0.68%	0.34%	0.34%	0.34%

マ) 考えた)	bf	bfh	bg	bh	cd	cde	cdf	ce	d
1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	4.79%

映画)	i (ただ知っているだけ。理由は解らない)	i (わかりません)	x(無記入)
1	1	1	2
0.34%	0.34%	0.34%	0.68%

Q 4-1

	a	b	c	d	e	f	g
総計	78	71	182	26	49	26	86
全体比	26.71%	24.32%	62.33%	8.90%	16.78%	8.90%	29.45%

Q 4-2

Q 4	a	a b	a c	a d	a f	a g	b	b c	b c g
集計	11	7	33	11	6	10	3	25	2
全体比	3.77%	2.40%	11.30%	3.77%	2.05%	3.42%	1.03%	8.56%	0.68%

d	d f	d g	e	e f	e g	f	g	x (無記入)
1	3	1	2	2	7	2	8	2
0.34%	1.03%	0.34%	0.68%	0.68%	2.40%	0.68%	2.74%	0.68%

Q 5-1

	a	b	c	d	e	f	g
総計	136	67	140	110	9	38	28
全体比	46.58%	22.95%	47.95%	37.67%	3.08%	13.01%	9.59%

Q 5-2

Q 5	a	a b	a c	a c d f g	a d	a e	a f	a g	b
集計	28	7	45	1	39	4	3	9	9
全体比	9.59%	2.40%	15.41%	0.34%	13.36%	1.37%	1.03%	3.08%	3.08%

c f	c g	d	d e	d f	d g	e	f	f g	g
13	7	10	2	6	1	1	4	3	2
4.45%	2.40%	3.42%	0.68%	2.05%	0.34%	0.34%	1.37%	1.03%	0.68%

Q 6-1

	a	b	c	d	e	f	g	h	i
集計	183	138	133	37	18	130	17	63	31
全体比	62.67%	47.26%	45.55%	12.67%	6.16%	44.52%	5.82%	21.58%	10.62%

Q 6-2

Q 6	a	a b	a b c	a b c f h	a b d	a b f	a b g	a b h	a b i
集計	3	2	27	1	5	21	1	6	2
全体比	1.03%	0.68%	9.25%	0.34%	1.71%	7.19%	0.34%	2.05%	0.68%

a d e	a d f	a d h	a d i	a d j	a e f	a e h	a e j	a f	a f g
1	7	1	1	3	1	1	1	2	2
0.34%	2.40%	0.34%	0.34%	1.03%	0.34%	0.34%	0.34%	0.68%	0.68%

b	b c d e	b c f	b c f h	b c h	b c i	b c j	b d e	b d f	b d i
3	1	9	1	9	2	7	1	1	1
1.03%	0.34%	3.08%	0.34%	3.08%	0.68%	2.40%	0.34%	0.34%	0.34%

b h j	b i j	b j	c d	c d f	c d h	c d i	c d j	c e f	c e g
3	1	3	1	3	1	1	2	1	2
1.03%	0.34%	1.03%	0.34%	1.03%	0.34%	0.34%	0.68%	0.34%	0.68%

d i j	e f h	f	f h	f h j	f j	g	g h j	i	i j
1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.68%	0.68%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%

b d	b e	b f	b g	c	c d	c e	c e g	c f	c g
4	8	1	21	36	6	29	1	12	38
1.37%	2.74%	0.34%	7.19%	12.33%	2.05%	9.93%	0.34%	4.11%	13.01%

b c	b c d g	b c f	b d	b d e f	b f	b g	c	c d	c e
25	2	1	13	1	6	3	10	35	1
8.56%	0.68%	0.34%	4.45%	0.34%	2.05%	1.03%	3.42%	11.99%	0.34%

x (無記入)
1
0.34%

j
87
29.79%

a b j	a c	a c d	a c e	a c f	a c f h j	a c g	a c h	a c i	a c j
11	2	1	3	20	1	1	8	1	12
3.77%	0.68%	0.34%	1.03%	6.85%	0.34%	0.34%	2.74%	0.34%	4.11%

a f g h i	a f h	a f i	a f j	a g j	a h	a h i	a h j	a i	a i j
1	12	5	9	2	1	1	2	1	1
0.34%	4.11%	1.71%	3.08%	0.68%	0.34%	0.34%	0.68%	0.34%	0.34%

b d j	b e f	b e j	b f g	b f h	b f i	b f j	b g	b g i	b h i
1	1	2	1	3	3	6	1	1	1
0.34%	0.34%	0.68%	0.34%	1.03%	1.03%	2.05%	0.34%	0.34%	0.34%

c e h	c e j	c f i	c f j	c g h	c h j	c i j	d f h	d f j	d g j
1	1	3	6	2	1	2	1	2	1
0.34%	0.34%	1.03%	2.05%	0.68%	0.34%	0.68%	0.34%	0.68%	0.34%

x (無記入)
4
1.37%

Q 7

Q 7 a	集 計	全 体 比	Q 7 b	集 計	全 体 比	Q 7 c	集 計	全 体 比
1	79	27.05%	1	87	29.79%	1	179	61.30%
2	188	64.38%	2	173	59.25%	2	103	35.27%
3	18	6.16%	3	36	12.33%	3	7	2.40%
4	5	1.71%	4	3	1.03%	4	1	0.34%
0 (無記入)	2	0.68%	0 (無記入)	3	1.03%	0 (無記入)	2	0.68%
Q 7 d	集 計	全 体 比	Q 7 e	集 計	全 体 比	Q 7 f	集 計	全 体 比
1	149	51.03%	1	142	48.63%	1	131	44.86%
2	115	39.38%	2	113	38.70%	2	116	39.73%
3	22	7.53%	3	28	9.59%	3	34	11.64%
4	4	1.37%	4	4	1.37%	4	8	2.74%
0 (無記入)	2	0.68%	0 (無記入)	4	1.37%	0 (無記入)	2	0.68%
Q 7 g	集 計	全 体 比	Q 7 h	集 計	全 体 比	Q 7 i	集 計	全 体 比
1	171	58.56%	1	10	3.42%	1	58	19.86%
2	96	32.88%	2	77	26.37%	2	166	56.85%
3	18	6.16%	3	127	43.49%	3	43	14.73%
4	3	1.03%	4	75	25.68%	4	22	7.53%
0 (無記入)	4	1.37%	0 (無記入)	3	1.03%	0 (無記入)	3	1.03%
Q 7 j	集 計	全 体 比	Q 7 k	集 計	全 体 比	Q 7 l	集 計	全 体 比
1	127	43.49%	1	8	2.74%	1	34	11.64%
2	125	42.81%	2	55	18.84%	2	83	28.42%
3	20	6.85%	3	77	26.37%	3	84	28.77%
4	16	5.48%	4	150	51.37%	4	86	29.45%
0 (無記入)	3	1.03%	0 (無記入)	2	0.68%	0 (無記入)	4	1.37%
Q 7 m	集 計	全 体 比	Q 7 n	集 計	全 体 比			
1	27	9.25%	1	31	10.62%			
2	116	39.73%	2	129	44.18%			
3	64	21.92%	3	78	26.71%			
4	82	28.08%	4	52	17.81%			
0 (無記入)	3	1.03%	0 (無記入)	2	0.68%			

Q 8

Q 8 a	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 b	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	160	54.79%	79.45%	1	78	26.71%	56.51%
2	72	24.66%		2	87	29.79%	
3	34	11.64%		3	87	29.79%	
4	14	4.79%		4	13	4.45%	
5	10	3.42%	8.22%	5	23	7.88%	12.33%
0 (無記入)	2	0.68%		0 (無記入)	4	1.37%	
Q 8 c	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 d	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	83	28.42%	50.34%	1	86	29.45%	52.40%
2	64	21.92%		2	67	22.95%	
3	93	31.85%		3	92	31.51%	
4	27	9.25%		4	23	7.88%	
5	21	7.19%	16.44%	5	20	6.85%	14.73%
0 (無記入)	3	1.03%		0 (無記入)	3	1.03%	
Q 8 e	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 f	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	118	40.41%	71.92%	1	48	16.44%	28.08%
2	92	31.51%		2	34	11.64%	
3	56	19.18%		3	84	28.77%	
4	12	4.11%		4	49	16.78%	
5	9	3.08%	7.19%	5	75	25.68%	42.47%
0 (無記入)	4	1.37%		0 (無記入)	2	0.68%	
Q 8 g	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 h	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	124	42.47%	68.49%	1	115	39.38%	64.73%
2	76	26.03%		2	74	25.34%	
3	66	22.60%		3	62	21.23%	
4	8	2.74%		4	21	7.19%	
5	14	4.79%	7.53%	5	18	6.16%	13.36%
0 (無記入)	3	1.03%		0 (無記入)	2	0.68%	
Q 8 i	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 j	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	68	23.29%	40.41%	1	87	29.79%	46.58%
2	50	17.12%		2	49	16.78%	
3	92	31.51%		3	105	35.96%	
4	34	11.64%		4	21	7.19%	
5	44	15.07%	26.71%	5	27	9.25%	16.44%
0 (無記入)	3	1.03%		0 (無記入)	3	1.03%	
Q 8 k	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5				
1	77	26.37%	42.12%				
2	46	15.75%					
3	124	42.47%					
4	15	5.14%					
5	26	8.90%	14.04%				
0 (無記入)	3	1.03%					

Q 9

Q 9 a	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 b	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	112	38.36%	60.27%	1	78	26.71%	60.62%
2	64	21.92%		2	99	33.90%	
3	61	20.89%		3	70	23.97%	
4	21	7.19%		4	19	6.51%	
5	28	9.59%	16.78%	5	22	7.53%	14.04%
0 (無記入)	5	1.71%		0 (無記入)	4	1.37%	
Q 9 c	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 d	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	124	42.47%	67.81%	1	133	45.55%	69.18%
2	74	25.34%		2	69	23.63%	
3	57	19.52%		3	54	18.49%	
4	16	5.48%		4	14	4.79%	
5	16	5.48%	10.96%	5	18	6.16%	10.96%
0 (無記入)	5	1.71%		0 (無記入)	4	1.37%	
Q 9 e	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 f	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	66	22.60%	41.78%	1	20	6.85%	16.78%
2	56	19.18%		2	29	9.93%	
3	118	40.41%		3	171	58.56%	
4	13	4.45%		4	26	8.90%	
5	31	10.62%	15.07%	5	33	11.30%	20.21%
0 (無記入)	7	2.40%		0 (無記入)	13	4.45%	
Q 9 g	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 h	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	69	23.63%	50.34%	1	139	47.60%	69.86%
2	78	26.71%		2	65	22.26%	
3	107	36.64%		3	58	19.86%	
4	12	4.11%		4	9	3.08%	
5	16	5.48%	9.59%	5	14	4.79%	7.88%
0 (無記入)	10	3.42%		0 (無記入)	7	2.40%	
Q 9 i	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 j	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	146	50.00%	71.23%	1	105	35.96%	63.70%
2	62	21.23%		2	81	27.74%	
3	45	15.41%		3	68	23.29%	
4	14	4.79%		4	17	5.82%	
5	19	6.51%	11.30%	5	16	5.48%	11.30%
0 (無記入)	6	2.05%		0 (無記入)	5	1.71%	
Q 9 k	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5				
1	146	50.00%	70.89%				
2	61	20.89%					
3	51	17.47%					
4	14	4.79%					
5	15	5.14%	9.93%				
0 (無記入)	5	1.71%					

Q10

	Q10 (1) A-B	Q10 (2) A-B	Q10 (3) A-B	Q10 (4) A-B	Q10 (5) A-B
a - a	1 (0.34%)	12 (4.11%)	36 (12.33%)	10 (3.42%)	18 (6.16%)
a - b	1 (0.34%)	9 (3.08%)	7 (2.40%)	56 (19.18%)	13 (4.45%)
a - c	4 (1.37%)	1 (0.34%)	6 (2.05%)	16 (5.48%)	5 (1.17%)
a - d	1 (0.34%)	0	10 (3.42%)	19 (6.51%)	14 (4.79%)
a - e	1 (0.34%)				
b - a	5 (1.17%)	22 (7.53%)	34 (11.64%)	4 (1.37%)	10 (3.42%)
b - b	7 (2.40%)	16 (5.48%)	3 (1.03%)	13 (4.45%)	10 (3.42%)
b - c	35 (11.99%)	12 (4.11%)	10 (3.42%)	9 (3.08%)	43 (14.73%)
b - d	27 (9.25%)	27 (9.25%)	32 (10.96%)	4 (1.37%)	22 (7.53%)
d - e	2 (0.68%)				
c - a	4 (1.37%)	11 (3.77%)	24 (8.22%)	2 (0.68%)	8 (2.74%)
c - b	7 (2.40%)	4 (1.37%)	10 (3.42%)	11 (3.77%)	18 (6.16%)
c - c	20 (6.85%)	38 (13.01%)	7 (2.40%)	3 (1.03%)	9 (3.08%)
c - d	50 (17.12%)	8 (2.74%)	10 (3.42%)	6 (2.05%)	24 (8.22%)
c - e	12 (4.11%)				
d - a	6 (2.05%)	48 (16.44%)	44 (15.07%)	6 (2.05%)	4 (1.37%)
d - b	11 (3.77%)	14 (4.79%)	4 (1.37%)	59 (20.21%)	8 (2.74%)
d - c	54 (18.49%)	35 (11.99%)	5 (1.17%)	33 (11.30%)	17 (5.82%)
d - d	21 (7.19%)	13 (4.45%)	33 (11.30%)	21 (7.19%)	23 (7.88%)
d - e	6 (2.05%)				

Q11

Q11	a	集 計	全体比	Q11	b	集 計	全体比	Q11	c	集 計	全体比
	1	161	55.14%		1	44	15.07%		1	104	35.62%
	2	47	16.10%		2	187	64.04%		2	110	37.67%
	3	75	25.68%		3	52	17.81%		3	69	23.63%
	0 (無記入)	8	2.74%		0 (無記入)	9	3.08%		0 (無記入)	9	3.08%
Q11	d	集 計	全体比	Q11	e	集 計	全体比	Q11	f	集 計	全体比
	1	141	48.29%		1	144	49.32%		1	128	43.84%
	2	76	26.03%		2	66	22.60%		2	78	26.71%
	3	64	21.92%		3	73	25.00%		3	77	26.37%
	0 (無記入)	9	3.08%		0 (無記入)	8	2.74%		0 (無記入)	9	3.08%
Q11	g	集 計	全体比	Q11	h	集 計	全体比	Q11	i	集 計	全体比
	1	100	34.25%		1	97	33.22%		1	98	33.56%
	2	101	34.59%		2	89	30.48%		2	110	37.67%
	3	79	27.05%		3	96	32.88%		3	74	25.34%
	0 (無記入)	12	4.11%		0 (無記入)	10	3.42%		0 (無記入)	10	3.42%
Q11	j	集 計	全体比	Q11	k	集 計	全体比	Q11	l	集 計	全体比
	1	26	8.90%		1	45	15.41%		1	68	23.29%
	2	188	64.38%		2	190	65.07%		2	165	56.51%
	3	69	23.63%		3	46	15.75%		3	49	16.78%
	0 (無記入)	9	3.08%		0 (無記入)	11	3.77%		0 (無記入)	10	3.42%

Q13-1

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
集 計	88	50	202	65	25	166	85	43	172	126	30	16
全 体	30.14%	17.12%	69.18%	22.26%	8.56%	56.85%	29.11%	14.73%	58.90%	43.15%	10.27%	5.48%

Q13-2

Q 13	a	abcde	abcdf	abcfi	abcgi	abcgj	abcj	abdhj	abdi
集 計	1	1	1	1	2	1	1	1	1
全体比	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.68%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%
acdi	acdi j	acehk	acfg	acfg hijk	acfgi	acfgj	acfhj	acfh l	acfi
1	1	1	1	1	2	1	4	1	3
0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.68%	0.34%	1.37%	0.34%	1.03%
adhij	adj	aefhk	aefij	aegh	aegij	aegj	aei	aej	afghi
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%
bcd fi	bcd fj	bcd ij	bcefi	bcf	bcfg	bcfgi	bcfgj	bcfgk	bcfhj
1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.68%	0.34%	0.34%	0.34%
先生を中心にがんばる)	bdi	befk	bfg hik	bfgij	bg	bgij	bgj	bi	
	1	1	1	1	2	1	1	1	
	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.68%	0.34%	0.34%	0.34%	
cdfjk	cdghi	cdhij	cdhjk	cdi	cefg	cefgi	cefhj	cegi	cegij
2	2	1	1	1	1	3	1	1	1
0.68%	0.68%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	1.03%	0.34%	0.34%	0.34%
cfij	cfik	cfj	cg	cghi	cgij	cgijk	cgj	chi	chij
16	1	4	1	1	4	1	1	1	1
5.48%	0.34%	1.37%	0.34%	0.34%	1.37%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%
させる)	d	defgi	d fi	dfij	dfik l	dgil	dhi	dijk	e
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%
ijk	il	i (すべてなし)	k	kl	l	x (無記入)			
1	1	1	1	1	2	9			
0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.68%	3.08%			

Q14

Q 14	a	b	c	d	x (無記入)
集 計	201	11	56	14	10
全体比	68.84%	3.77%	19.18%	4.79%	3.42%

abehk	abf	ac	acdefk	acdek	acdfg	acdfh	acdfi	acdfj	acdgi
1	1	2	1	1	1	1	6	2	1
0.34%	0.34%	0.68%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	2.05%	0.68%	0.34%
acfi j	acfj	acfl	acgi j	acgi j	achl	acij	ad fgh	ad fgi	ad fi j
10	2	2	2	1	1	3	1	1	1
3.42%	0.68%	0.68%	0.68%	0.34%	0.34%	1.03%	0.34%	0.34%	0.34%
afghl	afgi	afgi j	afi j	afj	agijk	ah	ajl	b	bc
1	1	1	4	1	1	1	1	2	1
0.34%	0.34%	0.34%	1.37%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.68%	0.34%
b c f i	b c f i j	b c f j	b c g i k	b c i k	b c j	b d f g i	b d f i k	b d g i k	b d g j l(外間)
2	2	1	1	1	1	1	1	1	
0.68%	0.68%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	0.34%	
b i j	b j	b k	c	c d e i j	c d f g i	c d f g j	c d f i	c d f i j	c d f i k
1	1	2	9	1	6	1	4	5	1
0.34%	0.34%	0.68%	3.08%	0.34%	2.05%	0.34%	1.37%	1.71%	0.34%
c f	c f g	c f g h	c f g h i	c f g i	c f g i j	c f g j	c f h i j	c f h i l	c f i
2	1	2	2	1	12	3	2	1	8
0.68%	0.34%	0.68%	0.68%	0.34%	4.11%	1.03%	0.68%	0.34%	2.74%
c h i k	c h l	c i	c i j	c i l	c j k	c k	c l	c l (自分で体験)	
1	1	7	3	1	1	2	1		
0.34%	0.34%	2.40%	1.03%	0.34%	0.34%	0.68%	0.34%		
e k	f	f g h	f i	f i j	g i j	h	h k	i	i j
1	2	1	3	2	1	2	2	1	1
0.34%	0.68%	0.34%	1.03%	0.68%	0.34%	0.68%	0.68%	0.34%	0.34%

Q15

Q 15	a	b	c	d	x(無記入)
集 計	100	93	74	15	10
全体比	34.25%	31.85%	25.34%	5.14%	3.42%

大学生に関する単純集計 (277人)

Q 1

Q 1 a	集 計	全体比	1+2 or 4+5	Q 1 b	集 計	全体比	1+2 or 4+5	Q 1 c	集 計	全体比	1+2 or 4+5
1	18	6.50%	18.05%	1	24	8.66%	33.57%	1	58	20.94%	63.90%
2	32	11.55%		2	69	24.91%		2	119	42.96%	
3	116	41.88%		3	90	32.49%		3	47	16.97%	
4	94	33.94%		4	83	29.96%		4	41	14.80%	
5	16	5.78%	39.71%	5	11	3.97%	33.94%	5	10	3.61%	18.41%
0(無記入)	1	0.36%		0(無記入)	0	0.00%		0(無記入)	2	0.72%	
Q 1 d	集 計	全体比	1+2 or 4+5	Q 1 e	集 計	全体比	1+2 or 4+5	Q 1 f	集 計	全体比	1+2 or 4+5
1	26	9.39%	37.55%	1	49	17.69%	53.79%	1	78	28.16%	75.45%
2	78	28.16%		2	100	36.10%		2	131	47.29%	
3	64	23.10%		3	63	22.74%		3	41	14.80%	
4	76	27.44%		4	54	19.49%		4	19	6.86%	
5	31	11.19%	38.63%	5	10	3.61%	23.10%	5	8	2.89%	9.75%
0(無記入)	0	0.00%		0(無記入)	1	0.36%		0(無記入)	0	0.00%	
Q 1 g	集 計	全体比	1+2 or 4+5	Q 1 h	集 計	全体比	1+2 or 4+5	Q 1 i	集 計	全体比	1+2 or 4+5
1	47	16.97%	49.82%	1	34	12.27%	41.16%	1	2	0.72%	5.78%
2	91	32.85%		2	80	28.88%		2	14	5.05%	
3	50	18.05%		3	84	30.32%		3	32	11.55%	
4	62	22.38%		4	54	19.49%		4	135	48.74%	
5	25	9.03%	31.41%	5	25	9.03%	28.52%	5	94	33.94%	82.67%
0(無記入)	1	0.36%		0(無記入)	0	0.00%		0(無記入)	0	0.00%	
Q 1 j	集 計	全体比	1+2 or 4+5	Q 1 k	集 計	全体比	1+2 or 4+5	Q 1 l	集 計	全体比	1+2 or 4+5
1	68	24.55%	76.17%	1	51	18.41%	62.82%	1	53	19.13%	53.79%
2	143	51.62%		2	123	44.40%		2	96	34.66%	
3	39	14.08%		3	50	18.05%		3	86	31.05%	
4	19	6.86%		4	42	15.16%		4	31	11.19%	
5	8	2.89%	9.75%	5	11	3.97%	19.13%	5	11	3.97%	15.16%
0(無記入)	0	0.00%		0(無記入)	0	0.00%		0(無記入)	0	0.00%	
Q 1 m	集 計	全体比	1+2 or 4+5								
1	192	69.31%	95.31%								
2	72	25.99%									
3	9	3.25%									
4	2	0.72%									
5	2	0.72%	1.44%								
0(無記入)	0	0.00%									

Q 2-2

Q 2	a	a b	a b	a b c d	a b c d	a b c d e	a b c d e f	abcde f g	abcde f g h
集 計	7	5	1	1	1	1	1	2	9
全体比	2.53%	1.81%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.72%	3.25%

abcdgh	a b c d h	abce f g	a b c f g	a b c f h	a b d	a b d	a b d e	a b d e f	a b d e f
3	2	1	3	2	18	1	4	1	7
1.08%	0.72%	0.36%	1.08%	0.72%	6.50%	0.36%	1.44%	0.36%	2.53%

a b d f i	a b d g	abd g f h	a b d g h	a b d h	a b e	a b e f g	a b f	a b f g	a b f g h
1	9	1	2	4	1	1	9	3	1
0.36%	3.25%	0.36%	0.72%	1.44%	0.36%	0.36%	3.25%	1.08%	0.36%

a d e f g h	a d f	a d f g	a d f h	a d g h	a d i (中学校で書いた“青年の主張”)	a e f	a e f g
2	7	6	3	2	1	1	1
0.72%	2.53%	2.17%	1.08%	0.72%	0.36%	0.36%	0.36%

b c d g h	b d	b d e g	b d f	b d f g	b d g	b d h	b f h	b g	b g e
1	3	1	3	2	2	1	1	1	1
0.36%	1.08%	0.36%	1.08%	0.72%	0.72%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%

h
1
0.36%

Q 2-1

	a	b	c	d	e	f	g	h	i
総計	247	200	56	204	50	162	118	77	6
全体比	89.17%	72.20%	20.22%	73.65%	18.05%	58.48%	42.60%	27.80%	2.17%

Q 3

Q 3	集計	全体比
社会	118	42.60%
公民	86	31.05%
道徳	50	18.05%
日本史・世界史 東洋史など 歴史分野	35	12.64%
政経	12	4.33%
現代社会	16	5.78%
倫理	12	4.33%
国語・現代文	9	3.25%
特別活動・ 特別授業	8	2.89%
英語	5	1.81%
家庭科	5	1.81%
ホームルーム	2	0.72%
地理	1	0.36%

abcde fgh	abcde g	abcde gh	abcde h	a b c d f	abcde fg	abcde fg	abcde fgh	abcde fh	a b c d g
2	1	1	1	4	4	1	5	4	1
0.72%	0.36%	0.36%	0.36%	1.44%	1.44%	0.36%	1.81%	1.44%	0.36%

abde fgi (学校での講演会)	abde fh	abde gi (学校での課外活動)	a b d f	a b d f g	abde fgh	a b d f h
0.36%	0.36%	0.36%	7.94%	5.05%	3.61%	3.25%

a b f h	a b g	a b g h	a b h	a c d	a c d f g	a c g	a d	a d e	a d e f
1	3	1	1	1	1	1	10	1	1
0.36%	1.08%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	3.61%	0.36%	0.36%

a e f h	a e g h	a e h	a f	a f h a f h i (人権啓発ドラマ)	a g	a h	b c d
1	1	1	9	1	1	4	1
0.36%	0.36%	0.36%	3.25%	0.36%	0.36%	1.44%	0.36%

c g	d	d g di (バイト先の塾の授業)	e	e f	e g	f	g
1	3	1	1	1	1	1	2
0.36%	1.08%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.72%

Q 4-1

	a	b	c	d	e	f	g
総計	40	84	166	27	59	12	114
全体比	14.44%	30.32%	59.93%	9.75%	21.30%	4.33%	41.16%

Q 4-2

Q 4	a	ab	ac	acd	ad	af	ag	b	bc
集計	6	3	17	1	5	2	6	5	23
全体比	2.17%	1.08%	6.14%	0.36%	1.81%	0.72%	2.17%	1.81%	8.30%

cf	cfg	cg	d	df	dg	ef	eg	fg	g
4	1	50	4	1	1	1	19	2	3
1.44%	0.36%	18.05%	1.44%	0.36%	0.36%	0.36%	6.86%	0.72%	1.08%

Q 5-2

Q 5	a	ab	abcg	ac	acg	ad	ae	af	ag
集計	17	1	1	32	1	17	5	2	3
全体比	6.14%	0.36%	0.36%	11.55%	0.36%	6.14%	1.81%	0.72%	1.08%

cdeg	ce	ceg	cf	cg	d	dc	de	dg	e
1	7	2	13	11	6	1	3	7	1
0.36%	2.53%	0.72%	4.69%	3.97%	2.17%	0.36%	1.08%	2.53%	0.36%

Q 6-1

	a	b	c	d	e	f	g	h	i
集計	153	141	154	30	37	150	12	55	37
全体比	55.23%	50.90%	55.60%	10.83%	13.36%	54.15%	4.33%	19.86%	13.36%

Q 6-2

Q 6	abc	abcdefij	abcf	abcfi	abd	abefh	abf	abh	abj
集計	20	1	1	2	3	1	31	5	5
全体比	7.22%	0.36%	0.36%	0.72%	1.08%	0.36%	11.19%	1.81%	1.81%

adh	adj	aef	aei	af	afg	afh	afi	afj	agh
2	1	7	1	2	1	11	2	3	3
0.72%	0.36%	2.53%	0.36%	0.72%	0.36%	3.97%	0.72%	1.08%	1.08%

bcj	bde	bdf	bdi	bef	beh	bfh	bfi	bfi	bfij
6	1	4	1	2	1	1	7	2	1
2.17%	0.36%	1.44%	0.36%	0.72%	0.36%	0.36%	2.53%	0.72%	0.36%

ceh	cei	cej	cf	cfg	cfh	cfi	cfj	chi	chj
1	2	3	1	1	5	5	3	2	2
0.36%	0.72%	1.08%	0.36%	0.36%	1.81%	1.81%	1.08%	0.72%	0.72%

fj	x(無記入)
1	1
0.36%	0.36%

Q5-1

	a	b	c	d	e	f	g
総計	79	78	177	82	27	27	37
全体比	28.52%	28.16%	63.90%	29.60%	9.75%	9.75%	13.36%

bce	bceg	bcg	bd	be	bf	bg	c	cd	ce
1	2	1	5	15	1	29	35	10	21
0.36%	0.72%	0.36%	1.81%	5.42%	0.36%	10.47%	12.64%	3.61%	7.58%

x(無記入)
3
1.08%

b	bc	bcd	bcd	bd	be	bf	bg	c	cd
8	44	1	2	7	5	5	4	25	37
2.89%	15.88%	15.88%	0.36%	0.72%	2.53%	1.81%	1.81%	9.03%	13.36%

eg	f	fg	g	x(無記入)
2	1	4	1	0
0.72%	0.36%	1.44%	0.36%	0.00%

j
49
17.69%

acd	ace	acefh	acf	acg	ach	aci	acj	ade	adf
3	4	1	23	1	7	1	6	1	5
1.08%	1.44%	0.36%	8.30%	0.36%	2.53%	0.36%	2.17%	0.36%	1.81%

ah	b	bc	bcd	bce	bcf	bcg	bcgj	bch	bci
1	1	5	2	4	15	1	1	5	4
0.36%	0.36%	1.81%	0.72%	1.44%	5.42%	0.36%	0.36%	1.81%	1.44%

bfj	bgi	bgj	bhi	bij	c	cdg	cdi	cef	ceg
4	1	1	1	1	2	1	1	3	1
1.44%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.72%	0.36%	0.36%	1.08%	0.36%

cij	cj	dei	dgi	di	dij	efh	eij	f	fh
4	4		1	1	1	1	1	2	1
1.44%	1.44%	0.00%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.72%	0.36%

Q 7

Q 7 a	集 計	全 体 比	Q 7 b	集 計	全 体 比	Q 7 c	集 計	全 体 比
1	66	23.83%	1	51	18.41%	1	209	75.45%
2	184	66.43%	2	172	62.09%	2	68	24.55%
3	26	9.39%	3	52	18.77%	3	0	0.00%
4	1	0.36%	4	2	0.72%	4	0	0.00%
0 (無記入)	0	0.00%	0 (無記入)	0	0.00%	0 (無記入)	0	0.00%
Q 7 d	集 計	全 体 比	Q 7 e	集 計	全 体 比	Q 7 f	集 計	全 体 比
1	215	77.62%	1	223	80.51%	1	122	44.04%
2	61	22.02%	2	51	18.41%	2	116	41.88%
3	0	0.00%	3	2	0.72%	3	34	12.27%
4	1	0.36%	4	0	0.00%	4	5	1.81%
0 (無記入)	0	0.00%	0 (無記入)	0	0.00%	0 (無記入)	0	0.00%
Q 7 g	集 計	全 体 比	Q 7 h	集 計	全 体 比	Q 7 i	集 計	全 体 比
1	205	74.01%	1	59	21.30%	1	101	36.46%
2	71	25.63%	2	126	45.49%	2	151	54.51%
3	1	0.36%	3	79	28.52%	3	19	6.86%
4	0	0.00%	4	11	3.97%	4	5	1.81%
0 (無記入)	1	0.36%	0 (無記入)	2	0.72%	0 (無記入)	1	0.36%
Q 7 j	集 計	全 体 比	Q 7 k	集 計	全 体 比	Q 7 l	集 計	全 体 比
1	164	59.21%	1	20	7.22%	1	46	16.61%
2	111	40.07%	2	42	15.16%	2	115	41.52%
3	1	0.36%	3	54	19.49%	3	72	25.99%
4	1	0.36%	4	161	58.12%	4	42	15.16%
0 (無記入)	0	0.00%	0 (無記入)	0	0.00%	0 (無記入)	2	0.72%
Q 7 m	集 計	全 体 比	Q 7 n	集 計	全 体 比			
1	135	48.74%	1	71	25.63%			
2	117	42.24%	2	144	51.99%			
3	18	6.50%	3	50	18.05%			
4	6	2.17%	4	12	4.33%			
0 (無記入)	1	0.36%	0 (無記入)	0	0.00%			

Q 8

Q 8 a	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 b	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	153	55.23%	83.75%	1	72	25.99%	66.06%
2	79	28.52%		2	111	40.07%	
3	27	9.75%		3	64	23.10%	
4	11	3.97%		4	19	6.86%	
5	7	2.53%	6.50%	5	10	3.61%	10.47%
0 (無記入)	0	0.00%		0 (無記入)	1	0.36%	
Q 8 c	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 d	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	59	21.30%	47.65%	1	81	29.24%	65.70%
2	73	26.35%		2	101	36.46%	
3	98	35.38%		3	61	22.02%	
4	33	11.91%		4	23	8.30%	
5	14	5.05%	16.97%	5	11	3.97%	12.27%
0 (無記入)	0	0.00%		0 (無記入)	0	0.00%	
Q 8 e	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 f	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	109	39.35%	77.26%	1	24	8.66%	14.44%
2	105	37.91%		2	16	5.78%	
3	49	17.69%		3	54	19.49%	
4	9	3.25%		4	78	28.16%	
5	5	1.81%	5.05%	5	105	37.91%	66.06%
0 (無記入)	0	0.00%		0 (無記入)	0	0.00%	
Q 8 g	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 h	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	87	31.41%	70.04%	1	95	34.30%	64.98%
2	107	38.63%		2	85	30.69%	
3	58	20.94%		3	51	18.41%	
4	16	5.78%		4	27	9.75%	
5	9	3.25%	9.03%	5	19	6.86%	16.61%
0 (無記入)	0	0.00%		0 (無記入)	0	0.00%	
Q 8 i	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 8 j	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	31	11.19%	30.69%	1	70	25.27%	50.54%
2	54	19.49%		2	70	25.27%	
3	105	37.91%		3	90	32.49%	
4	51	18.41%		4	25	9.03%	
5	36	13.00%	31.41%	5	22	7.94%	16.97%
0 (無記入)	0	0.00%		0 (無記入)	0	0.00%	
Q 8 k	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5				
1	50	18.05%	40.79%				
2	63	22.74%					
3	123	44.40%					
4	26	9.39%					
5	15	5.42%	14.80%				
0 (無記入)	0	0.00%					

Q 9

Q 9 a	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 b	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	96	34.66%	68.59%	1	84	30.32%	67.15%
2	94	33.94%		2	102	36.82%	
3	45	16.25%		3	48	17.33%	
4	29	10.47%		4	34	12.27%	
5	13	4.69%	15.16%	5	8	2.89%	15.16%
0 (無記入)	0	0.00%		0 (無記入)	0	0.00%	
Q 9 c	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 d	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	69	24.91%	63.18%	1	155	55.96%	83.75%
2	106	38.27%		2	77	27.80%	
3	53	19.13%		3	24	8.66%	
4	40	14.44%		4	13	4.69%	
5	9	3.25%	17.69%	5	6	2.17%	6.86%
0 (無記入)	0	0.00%		0 (無記入)	2	0.72%	
Q 9 e	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 f	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	80	28.88%	58.12%	1	35	12.64%	29.60%
2	81	29.24%		2	47	16.97%	
3	71	25.63%		3	97	35.02%	
4	29	10.47%		4	67	24.19%	
5	15	5.42%	15.88%	5	30	10.83%	35.02%
0 (無記入)	1	0.36%		0 (無記入)	1	0.36%	
Q 9 g	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 h	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	108	38.99%	71.48%	1	144	51.99%	78.70%
2	90	32.49%		2	74	26.71%	
3	56	20.22%		3	38	13.72%	
4	19	6.86%		4	13	4.69%	
5	3	1.08%	7.94%	5	7	2.53%	7.22%
0 (無記入)	1	0.36%		0 (無記入)	1	0.36%	
Q 9 i	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5	Q 9 j	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5
1	148	53.43%	81.95%	1	97	35.02%	65.34%
2	79	28.52%		2	84	30.32%	
3	34	12.27%		3	58	20.94%	
4	10	3.61%		4	24	8.66%	
5	5	1.81%	5.42%	5	13	4.69%	13.36%
0 (無記入)	1	0.36%		0 (無記入)	1	0.36%	
Q 9 k	集 計	全 体 比	1+2 or 4+5				
1	107	38.63%	74.73%				
2	100	36.10%					
3	52	18.77%					
4	11	3.97%					
5	6	2.17%	6.14%				
0 (無記入)	1	0.36%					

Q10

	Q10 (1) A-B	Q10 (2) A-B	Q10 (3) A-B	Q10 (4) A-B	Q10 (5) A-B
a - a	0	8 (2.89%)	21(7.58%)	2 (0.72%)	8 (2.89%)
a - b	1 (0.36%)	10(3.61%)	2 (0.72%)	58(20.94%)	10(3.61%)
a - c	1 (0.36%)	6 (2.17%)	1 (0.36%)	13(4.69%)	6 (2.17%)
a - d	0	5 (1.81%)	13(4.69%)	21(7.58%)	6 (2.17%)
a - e	1 (0.36%)				
b - a	3 (0.18%)	22(7.94%)	44(15.88%)	2 (0.72%)	4 (1.44%)
b - b	7 (2.53%)	15(5.42%)	2 (0.72%)	23(8.30%)	14(5.05%)
b - c	14(5.05%)	4 (1.44%)	0	0	38 (13.72)
b - d	6 (2.17%)	20(7.22%)	28 (10.11)	2 (0.72%)	17 (6.14)
d - e	1 (0.36%)				
c - a	7 (2.53%)	12(4.33%)	16(5.75%)	0	6 (2.17%)
c - b	13(4.69%)	3 (0.18%)	1 (0.36%)	9 (3.25%)	36(13.00%)
c - c	23(8.30%)	26(9.39%)	4 (1.44%)	0	17(6.14%)
c - d	68(24.55%)	4 (1.44%)	12(4.33%)	3 (0.18%)	34 (12.27)
c - e	27(9.75%)				
d - a	1 (0.36%)	66(23.83%)	70(25.27%)	3 (0.18%)	4 (1.44%)
d - b	8 (2.89%)	15(5.42%)	5 (1.81%)	68(24.55%)	4 (1.44%)
d - c	48(17.33%)	34(12.27%)	3 (0.18%)	41(14.80%)	43(15.52%)
d - d	31(11.19%)	19(6.86%)	48(17.33%)	26(9.39%)	12(4.33%)
d - e	10(3.61%)				

Q11

Q 11 a	集 計	全体比	Q 11 b	集 計	全体比	Q 11 c	集 計	全体比
1	209	75.45%	1	58	20.94%	1	142	51.26%
2	23	8.30%	2	166	59.93%	2	79	28.52%
3	41	14.80%	3	50	18.05%	3	53	19.13%
0 (無記入)	4	1.44%	0 (無記入)	3	1.08%	0 (無記入)	3	1.08%
Q 11 d	集 計	全体比	Q 11 e	集 計	全体比	Q 11 f	集 計	全体比
1	124	44.77%	1	131	47.29%	1	163	58.84%
2	85	30.69%	2	67	24.19%	2	56	20.22%
3	64	23.10%	3	75	27.08%	3	54	19.49%
0 (無記入)	4	1.44%	0 (無記入)	4	1.44%	0 (無記入)	4	1.44%
Q 11 g	集 計	全体比	Q 11 h	集 計	全体比	Q 11 i	集 計	全体比
1	68	24.55%	1	67	24.19%	1	83	29.96%
2	135	48.74%	2	139	50.18%	2	142	51.26%
3	69	24.91%	3	65	23.47%	3	48	17.33%
0 (無記入)	5	1.81%	0	5	1.81%	0 (無記入)	4	1.44%
Q 11 j	集 計	全体比	Q 11 k	集 計	全体比	Q 11 l	集 計	全体比
1	13	4.69%	1	34	12.27%	1	57	20.58%
2	221	79.78%	2	210	75.81%	2	190	68.59%
3	37	13.36%	3	28	10.11%	3	27	9.75%
0 (無記入)	6	2.17%	0 (無記入)	5	1.81%	0 (無記入)	3	1.08%

Q13-1

	a	b	c	d	e	f	g	h	i
集 計	92	29	249	44	9	138	117	97	194
全 体 比	33.21%	10.47%	89.89%	15.88%	3.25%	49.82%	42.24%	35.02%	70.04%

Q13-2

Q 13	abcfg	abcfi	abc fj	abcfk	abcgi	abcgj	abch	abchj	abci
集 計	1	2	2	1	1	3	2	1	1
全 体 比	0.36%	0.72%	0.72%	0.36%	0.36%	1.08%	0.72%	0.36%	0.36%

acd h	acdi j	acefg	acfg	acfgh	acfgi j	acfgj	acfh i	acfhj	acfi
1	5	1	1	1	1	5	5	1	1
0.36%	1.81%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	1.81%	1.81%	0.36%	0.36%

acj	adfi j	adgi	adh	afi	ahj	bcdfg	bcefj	bcegj	bcghi
1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
0.36%	0.72%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%

cdfgi j	cdfhi	cdfhj	cdfi j	cdfj	cdghi	cdghj	cdgi j	cdi	cdij
1	1	3	3	1	1	1	3	1	1
0.36%	0.36%	1.08%	1.08%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	1.08%	0.36%

cfh	cfhi	cfhi j	cfhi j	cfhi j	cfhj	cfi j	cfi jk	cfi j l	cfj
1	3	1	12	1	1	7	2	1	2
0.36%	1.08%	0.36%	4.33%	0.36%	0.36%	2.53%	0.72%	0.36%	0.72%

chijk	chik	chj	ci	ci j	ci jk	cj	cj k	dfhi j	dgi j
1	1	2	3	13	1	2	1	1	1
0.36%	0.36%	0.72%	1.08%	4.69%	0.36%	0.72%	0.36%	0.36%	0.36%

x (無記入)
0
0.00%

Q14

Q 14	a	b	c	d	x (無記入)
集 計	208	29	35	5	0
全 体 比	75.09%	10.47%	12.64%	1.81%	0.00%

j	k	l
196	13	4
70.76%	4.69%	1.44%

abcj	abdfh	abdfi	abdi j	acd	acdfi	acdfj	acdgh	acdgi	acdgi
1	1	1	1	1	3	1	1	1	1
0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	1.08%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%

acfi j	acfik	acfj	acghj	acgi j	ach	achi	achi j	acij	acik
9	1	1	6	7	1	2	5	4	1
3.25%	0.36%	0.36%	2.17%	2.53%	0.36%	0.72%	1.81%	1.44%	0.36%

bcghj	bcgjk	bchj	bci j	bdfgj	begi j	bij	c	cdefj	cdggi
1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	1.08%	0.36%	0.36%

cefgj	cefi j	cegi j	cf	cfghi	cfghj	cfgi	cfgi j	cfgil	cfgj
1	2	1	2	8	3	4	19	1	5
0.36%	0.72%	0.36%	0.72%	2.89%	1.08%	1.44%	6.86%	0.36%	1.81%

cghi	cghi j	cghj	cgi	cgi j	cgj	cgk	ch	chi	chi j
3	7	3	2	8	2	1	1	2	7
1.08%	2.53%	1.08%	0.72%	2.89%	0.72%	0.36%	0.36%	0.72%	2.53%

dij	fhjkl	fi	fi j	g	gi j	gjl	i	ij	ijk
1	1	3	1	1	1	1	2	2	1
0.36%	0.36%	1.08%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.72%	0.72%	0.36%

Q15

Q 15	a	b	c	d	x (無記入)
集 計	133	83	57	4	0
全体比	48.01%	29.96%	20.58%	1.44%	0.00%

おわりに

本報告書では青少年の人権意識に関する調査を中心に報告をまとめさせていただいた。

当初の研究計画では、中学校の総合単元の具体的な開発事例をも含んだ報告書と考えていたが、研究の途中でナイフ事件に象徴されるような痛ましい事件が相次いでおこり、もっと青少年の人権意識を深くとらえ、青少年がいかなる判断基準をもっているかにせまる必要性を痛感したからである。したがって、意識調査の調査項目が多岐にわたることになり、その全体像を紹介するだけで予定した紙幅をこえてしまった。本報告書のⅣ～Ⅵにおいて、調査結果をふまえて総合単元開発の原理的な提案をすることでとどまらざるえなかった。

この課題についての報告は別な機会に譲りたい。

今回の研究にあたり、多忙な時間をさいて調査に協力していただいた各学校及び先生方に厚く感謝いたします。また、貴重な資料や助言をいただいた京都府教育委員会をはじめとする教育委員会、沖縄県南原文化センターなどの資料館、寝屋川市立第二中学校や横浜市中学校社会科研究会などの人権教育に取り組んでおられる先生方に厚く御礼申し上げます。この報告書が少しでもそうしたご協力に報いることができれば幸いと思っています。

最後に、本報告書の研究組織と執筆分担は、以下の通りである。

- | | | | |
|-------|-------------------|-----------|-------|
| 影山清四郎 | 横浜国立大学教育人間科学部・教授 | ・ ・ ・ ・ ・ | Ⅰ・Ⅱ・Ⅵ |
| | (研究代表者・社会科教育) | | |
| 西脇 保幸 | 横浜国立大学教育人間科学部・教授 | ・ ・ ・ ・ ・ | Ⅳ |
| | (研究分担者・社会科教育) | | |
| 北川 善英 | 横浜国立大学教育人間科学部・助教授 | ・ ・ ・ ・ ・ | Ⅴ |
| | (研究分担者・憲法学) | | |
| 重松 克也 | 東京学芸大学連合大学院、R A | ・ ・ ・ ・ ・ | Ⅲ |
| | (研究協力者) | | |

1999年1月16日

研究代表 影山 清四郎
(横浜国立大学教育人間科学部・教授)